今月の窓

地盤が動くとき

本誌2000年９月号で，リバース・モーゲージを取り上げ，高齢者向けの新しい仕組みとして，農協の総合力の発揮という観点から取り組む必要があるのではないか，と提言したことがある。

リバース・モーゲージそれ自体があまり馴染みのない商品であったことが関係したのか，当初の反応は，アメリカの保険料率はどの程度なのか，など商品性に関する照会があった程度であった。また，明らかに連合会の職員とみられる方から，「住宅ローンの返済が終わって，やっと全部自分のものになった。それなのに，今度はリバース・モーゲージで住宅という資産を使い切ってしまえというのか」という手紙をいただいた。冷やかしという側面があるにしても，必要な人とそうでない人がいるという意味ではそのとおりであると思った。

それから１年以上経過した最近になって，さらにいくつか照会があった。掲載号が出て１～２か月で反応がなくなる（次の号が出るから当然であろうが）のが通常であり，これは驚きであった。農協の方からは，組合員から相談があったとのことで，照会の内容は「その後全国での検討はすすんでいるか，いつ系統としての取組みが始まるのか」ということであった。

もうひとつは，系統向けの新聞からで，来年度から政府の施策としてリバース・モーゲージが開始されるので，記事として取り上げたい，とのことであった。その際，愛知県のある農協が，市とタイアップしてリバース・モーゲージの取扱いを開始したという情報をいただいた。このように，高齢化対策として，リバース・モーゲージは動き出しつつある。

ところで，最近，首相の姿勢を示している言葉として「構造改革」がある。言葉それ自体は，首相の専売ではもちろんないが，小泉改革といわれるほど定着している。その内容で最近話題になっているものに，公社化後の郵貯の民営化と，政府系金融機関の整理がある。どちらも，その帰趨は系統の信用事業に影響を与えるとみられるテーマである。

これらをめぐる議論を正確にトレースしているわけではないが，現在行われているのは，政策論という名の制度論のようである。政治の世界での議論である以上，政策論であるのは当然であるが，制度論だけで終わっては不十分であろう。なぜなら，制度論という技術論だけでは，何のために，という目的がわかりにくいからである。このようにみると，構造を変えることと，制度を変えることとは，ある程度区分けして考える必要があるのではないだろうか。

制度を変えれば構造が変わる，という考え方を否定することはできない。しかし，実体の変化に合わせ，その一歩いや半歩先をみた新しい具体的な取組みを行うことも，構造を変える力をもっているのではないだろうか。リバース・モーゲージへの取組みが始まったことも，高齢化というそれ自体避けられない地盤の変化への，新たな対応の一歩と考えたい。

本号では，変化する地盤に焦点を当てつつ，新たな一歩を考えるため，農家でない農地所有者や水産物市場についての分析を試みた。

（(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長　田中久義・たなかひさよし）

農林金融　第 55 巻　第 2 号〈通巻 672 号〉 目　次

今月のテーマ

多様化する農水産物の生産・流通構造

今月の窓　㈱農林中金総合研究所取締役調査第一部長　田中久義

多様化する農地の所有形態を中心に

農家以外の農地所有世帯にみる日本農業の構造変化　内田多喜生 —— 2

3農協の事例より

多様化する農協の販売事業方式　尾高恵美 —— 22

新たな産地市場の構築に向けて

水産物流通の変化と産地の対応　出村雅晴 —— 38

談話室　猛禽(イヌワシ)と水鳥(トキ)を通して知る故郷　放送大学助教授　河合明宣 —— 36

組合金融の動き　高齢化と組合員組織　斉藤由理子 —— 52

統計資料 —— 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農家以外の農地所有世帯にみる日本農業の構造変化

―― 多様化する農地の所有形態を中心に ――

〔要　　旨〕

１．近年農家数が大きく減少する一方で，農家の定義には該当しないものの，農地(耕地あるいは耕作放棄地）を所有する世帯 （本稿では農林水産省が定義する「土地持ち非農家」を指す） が大幅に増加している。

２．2000年世界農林業センサスによれば，農家，農家以外の農業事業体を含めた農地所有主体のうち土地持ち非農家は主体数で26%を，所有農地面積（所有耕地＋耕作放棄地）で11%を占める。また95年から2000年にかけて土地持ち非農家数は21%増加し，その所有耕地と耕作放棄地もそれぞれ13%，61%増加した。

３．土地持ち非農家の地域別格差は大きく，１戸当たりの所有耕地規模では最も大きい北海道と最も小さい四国で約17倍の格差がある。すべての地域で土地持ち非農家の比率は上昇が続いており，農家以外の農業事業体を除く農地所有主体のうち戸数で30%，所有耕地面積で15%を超える地域もある。

４．土地持ち非農家の農地利用状況を地域別にみると，北海道，北陸，東北では貸付耕地率が高く，逆に中国，四国では，耕作放棄地率が高い傾向にあった。これは，耕地の借り手の有無，ほ場整備の進行状況をはじめとする地域の農業生産条件の違いが影響しているとみられる。

５．土地持ち非農家の増加の背景としては，①担い手の高齢化，後継者不足による影響が最も大きいとみられ，②近年の米価をはじめとする農産物価格の下落，生産調整面積の拡大等農業環境の悪化がその動きを早めたと考えられる。

６．土地持ち非農家の増加による農協の組合員組織への直接的な影響は，農家から土地持ち非農家への移行が主である限り，当面は小さいとみられる。ただし，高齢世帯員のいる土地持ち非農家は既に世代交代の時期に差し掛かっていると考えられ，今後は農業経験の少ない一般世帯が土地持ち非農家となるケースが多くなるとみられる。そのため，そうした“次世代土地持ち非農家”をいかに農協組織に位置付けていくかが，今後重要な課題となってこよう。

７．農林水産省の予測では，2010年の土地持ち非農家数は，2000年に比べ３～５割増加し140～170万戸に達する。また2015年の土地持ち非農家の所有耕地，耕作放棄地は，2000年の約２倍に増大するという予測もあり，土地持ち非農家を含めて総合的に地域の農業生産基盤維持を考えることが必要になっている。

目　次

はじめに
１．センサスにみる農家以外の農地所有世帯の現状
（1）　農家と農家以外の農地所有世帯の定義について
（2）　所有耕地等の定義について
（3）　土地持ち非農家の日本農業のなかでのウェイト
（4）　農地所有主体別主体数，所有農地面積等の推移
２．地域別にみた土地持ち非農家の動向
（1）　地域別土地持ち非農家１戸当たり耕地面積，耕作放棄地面積の特徴
（2）　地域別土地持ち非農家数及び所有耕地，耕作放棄地等の推移
（3）　地域別にみた土地持ち非農家比率
３．地域別にみた土地持ち非農家の所有農地利用状況
――農業生産条件に左右される利用状況――
（1）　地域別土地持ち非農家の農地利用状況
（2）　土地持ち非農家の農地利用を左右する要因について
４．土地持ち非農家の増加の背景
（1）　高齢化・後継者不足による影響
（2）　農業環境の悪化による影響
５．農協の組織基盤と事業への影響
――急がれる“次世代土地持ち非農家”対策――
おわりに

はじめに

農林水産省「世界農林業センサス」（以下センサス）によれば，2000年の総農家戸数は312万戸と10年前に比べ71万戸，５年前に比べても32万戸の減少と，大幅な減少が続いている（第１図）。こうした農家の大幅な減少の背景には，農地の売却等を伴う完全な離農に加え，農地は保有しているものの統計上農家に該当しなくなった世帯（いわゆる「土地持ち非農家」）の増加があるといわれている。

これら統計上農家に該当しなくなった世帯は，耕地あるいは耕作放棄地の所有という側面でみた場合，地域農業と密接な関連を維持しており，その動向が地域の農業生産等へ与える影響は非常に大きいとみられる。

そこで本稿では，センサス等を利用し，そうした農家以外の農地所有世帯の現状やその推移，さらに農協組織に与える影響について，考察してみたい。

第１図　過去３０年間の農家戸数の推移

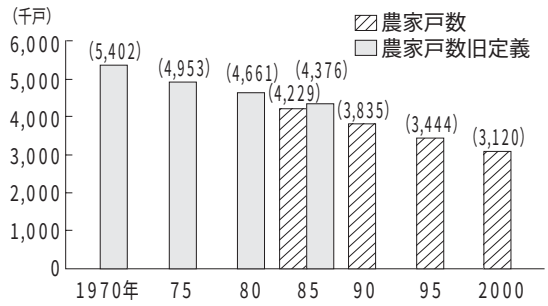

資料　農林水産省「世界農林業センサス」「農業センサス」
(注)　８５年センサスまで経営耕地面積は西日本５a以上，東日本１０a以上だったが，９０年センサスより全国統一され１０a以上に，例外規定農家の農産物販売金額も８５年センサスでは１０万円以上だったが，９０年センサスより１５万円以上とされた。

１．センサスにみる農家以外の農地所有世帯の現状

(1)　農家と農家以外の農地所有世帯の定義について

まず本稿で取り上げる農家と農家以外の農地所有世帯の定義と注意点について説明したい。2000年センサスにおける農家の定義は,「調査期日の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも，調査期日前１年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家)」である。また農家は,自給的農家(経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家)と販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家）の２つの区分に分けられる。

しかしこうした条件にあてはまる世帯のほかに「耕地の所有と経営の分離及び非利用耕地の増加などから，耕地を所有しているがその全部又は大部分を貸し，自分は経営を行っていない世帯及び耕地を耕作放棄状態で所有しているという世帯等の存在」がある(2000年センサス第２巻13頁より)。これら世帯は,「いずれも農林業センサスにおける農家の規定に該当せず，調査対象とはならないものの，農地所有と利用に関し，こうした世帯の数及び農地所有の実態把握が重要」になっている（同上)。

そのためセンサスでは農家調査に加えて,「農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯およびその世帯の耕地種類別と耕作放棄地の面積」の調査も行っている（同上)。農林水産省では，これらの世帯を「土地持ち非農家」と定義しており（文末<参考資料［5］>21頁参照),本稿でも農家以外の農地所有世帯として，以下この農林水産省の定義する「土地持ち非農家」を使用する（第２図)。

なお前述の農家定義との関係上，土地持ち非農家は，自身の経営規模は10a未満である必要があるが，その所有耕地及び耕作放棄地の規模には制約がないことに注意が必要である。例えば，2000年センサスにおける北海道の土地持ち非農家所有耕地面積は平均で2.68haである。

また農林水産省では，これらの世帯を農家定義にあてはまらないという意味で「非農家」という表現を使っているが，多くの土地持ち非農家は，規模は零細であるものの自ら農業を営んでいる世帯とみられることにも注意する必要がある（センサスでは「農業を営む」とは「営利又は自家消費のため

第2図　農家と土地持ち非農家の定義

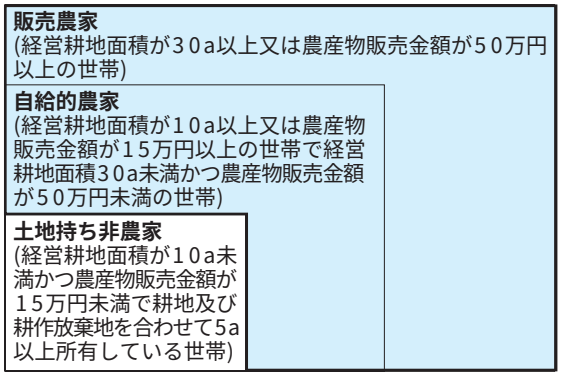

資料　農林水産省「2000年世界農林業センサス」
(注)　□枠内が農家。

耕種，養蚕，養畜又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。」)。またこれら土地持ち非農家に該当しないものの「耕地及び耕作放棄地を５a未満所有し農業を営む」世帯も相当数に上るとみられる。

(2)　所有耕地等の定義について

a．所有耕地について

センサスにおいては，農地の調査は，経営耕地（「調査期日現在で農家が経営している耕地をいい，自家で所有し耕作している耕地（自作地）と，よそから借り入れている耕地（借入耕地）」）というかたちでなされ，所有の問題は調査されていない。そのため本稿では所有面から耕地を分析するために，農家の「所有耕地面積」を，「所有耕地面積＝経営耕地面積－借入耕地面積＋貸付耕地面積」により試算した（農家の借入耕地面積と貸付耕地面積は土地持ち非農家，農家以外の農業事業体との貸借があるため一致しない。なお土地持ち非農家の所有耕地面積は調査対象)。

b．所有農地について

本稿では，前述の所有耕地面積に耕作放棄地面積を加えたものを，耕地及び耕地に準ずる土地の合計として「所有農地面積」とし，耕作放棄地率，貸付耕地率等の試算の際分母となる数値として使用している。

c．農地所有主体について

本稿では，農家，土地持ち非農家，農家以外の農業事業体（以下農業事業体）全体を「農地所有主体」という言葉で表している。

d．耕作放棄地について

耕作放棄地とは定義によれば,「調査期日前１年間以上作物を栽培せず，しかもここ数年の間に再び耕作する明確な意思のない土地」である。耕作放棄地は，耕地とは統計上別の存在であるが，前述のように耕地に準じたものとしたのは，調査票記入時に記入者が，まず田，畑，樹園地を選んだ上で，内訳の利用状況として「耕作を放棄した田（もしくは畑，樹園地）」を選択していることを考慮したものである。

(3)　土地持ち非農家の日本農業のなかでのウェイト

最初に土地持ち非農家の日本農業のなか

第１表　農地所有主体別主体数および所有耕地面積（2000年）

（単位　千戸，千事業体，千ha，%）

	土地持ち非農家	農家			農家以外の農業事業体	合計
			自給的農家	販売農家		
農地所有主体数	1,097	3,120	783	2,337	11	4,228
構成比	26.0	73.8	18.5	55.3	0.2	100.0
所有耕地面積	341	3,492	220	3,271	192	4,024
構成比	8.5	86.8	5.5	81.3	4.8	100.0

資料　農林水産省「2000年世界農林業センサス」
(注)1．　合計は，農家＋土地持ち非農家＋農家以外の農業事業体。
　　2．　所有耕地面積の農家以外の農業事業体の数字は，農林水産政策研究所橋詰登資料による。

第3図　所有耕地・経営耕地・耕作放棄地面積（2000年）
――1世帯・1事業体当たり――

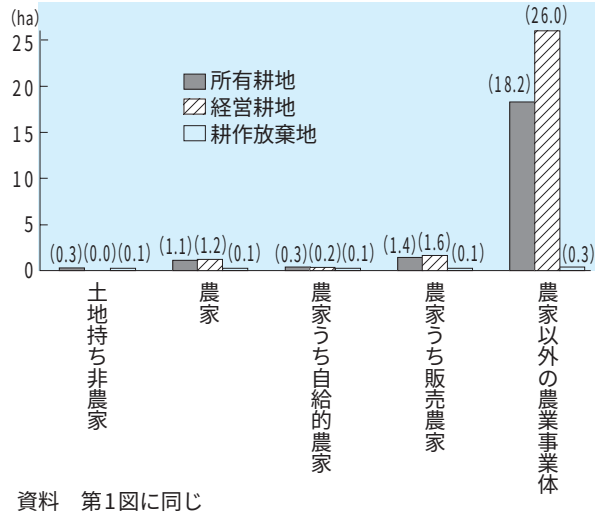

資料　第1図に同じ
(注)　土地持ち非農家の経営耕地は所有耕地から貸付耕地を引いて計算。

でのウェイトを，農家，農業事業体を含めた農地所有主体数，所有耕地面積，耕作放棄地面積で確認しておきたい。

まず農地所有主体数の内訳をみたものが第１表である。農家が73.8%と全体の４分の３を占め最も多く，次いで土地持ち非農家が26.0%と，自給的農家の18.5%を上回っている。一方，農業事業体の比率は0.2%に過ぎない。

次に同表より農地所有主体別の所有耕地面積の内訳をみると，農家は全体の86.8%と９割近くを占め，所有主体数に占める比率をも上回っている。一方，土地持ち非農家は8.5%に過ぎない。これは第３図にみられるように，土地持ち非農家の所有耕地が非常に零細であるためである。逆に，農業事業体の所有耕地はその過半を法人経営が占めることもあり，4.8%と所有主体数の比率0.2%を大きく上回っている（１農業事業体の所有耕地面積は18.2haと，１農家当たりの所有耕地面積1.1haの約16倍である）。

また耕作放棄地を含めた所有農地面積でみると，土地持ち非農家の比率は10.8%と，所有耕地面積の比率よりも高くなる（第２表）。これは土地持ち非農家の耕作放棄地率（耕作放棄地／〈所有耕地＋耕作放棄地〉）が28%と，農家６%，農業事業体２%に比べ著しく高いことを反映している。

(4)　農地所有主体別主体数，所有農地面積等の推移

過去３回のセンサスデータより，農地所有主体別主体数及び所有耕地，耕作放棄地面積等の推移をみたものが第３表である。

a．土地持ち非農家戸数の推移

2000年の土地持ち非農家は109万7千戸で，95年比21.1%，19万１千戸増加している。90年から95年にかけての増加戸数は13万１千戸であるから，増加戸数は約1.5倍に

第2表　農地所有主体別所有農地面積（所有耕地＋耕作放棄地，2000年）

（単位　千ha，%）

	土地持ち非農家	うち耕作放棄地	農家	うち耕作放棄地	農家以外の農業事業体	うち耕作放棄地	合計
所有農地面積	473	133	3,702	210	195	3	4,370
構成比	10.8	3.0	84.7	4.8	4.5	0.1	100.0

資料，(注)とも第1表に同じ

第3表　農家，土地持ち非農家，農家以外の農業事業体数及び所有農地面積の推移

（単位　千戸，千事業体，千ha，％，ポイント）

			1990年	95	2000	増減率		増減数	
						95／90	2000／95	95-90	2000-95
農地所有主体数等	農家戸数（a）		3,835	3,444	3,120	△10.2	△9.4	△391	△323
		販売農家	2,971	2,651	2,337	△10.7	△11.9	△319	△314
		自給的農家	864	792	783	△8.3	△1.1	△72	△9
	土地持ち非農家（b）		775	906	1,097	16.9	21.1	131	191
		うち耕作放棄地のみ所有	85	107	194	26.8	80.4	23	86
	農家以外の農業事業体（c）		12	10	11	△13.9	5.5	△2	1
	土地持ち非農家比率（b）×100/（a＋b＋c）		16.8	20.8	26.0	23.9	24.9	4.0	5.2
所有農地面積等	農家	経営耕地面積（d）	4,361	4,120	3,884	△5.5	△5.7	△241	△236
		うち借入耕地（e）	411	511	628	24.2	22.9	100	117
		貸付耕地（f）	198	205	236	3.5	14.8	7	30
		所有耕地（g=d－e＋f）	4,148	3,815	3,492	△8.0	△8.5	△334	△323
		耕作放棄地（h）	151	162	210	7.4	29.8	11	48
		所有農地（i=g＋h）	4,299	3,976	3,702	△7.5	△6.9	△322	△275
	土地持ち非農家	所有耕地（j）	221	302	341	37.0	12.7	82	38
		うち貸付耕地	…	…	314	…	…	…	…
		耕作放棄地（k）	66	83	133	24.8	60.8	16	50
		所有農地（l=j＋k）	287	385	473	34.2	23.0	98	89
	農業以外の事業の体	経営耕地面積（m）	221	210	274	△4.9	30.8	△11	65
		うち借入耕地（n）	63	65	83	2.6	27.6	2	18
		所有耕地（o=m－n）	157	145	191	△8.0	32.3	△12	47
		耕作放棄地（p）	…	4	3	-	△30.8	-	△1
		所有農地（q=o＋p）	…	149	195	…	30.9	…	46
	土地持ち非農家比率（j）×100/（g＋j＋o）所有耕地		4.9	7.1	8.5	45.5	19.4	22	1.4
	土地持ち非農家比率（l）×100/（i＋l＋q）所有農地		…	8.5	10.8	…	27.0	…	2.3

資料　農林水産省「90年，2000年世界農林業センサス」「95年農業センサス」
(注)1．農家以外の農業事業体の数字は，農林水産政策研究所橋詰登資料による。
　　2．所有農地とは所有耕地＋耕作放棄地。

なっている。

一方農家戸数は95年から2000年にかけて32万３千戸減少している。都府県別にみると，農家の減少と土地持ち非農家の増加には明確な相関がみられ（第４図），農家の減少の影響により，土地持ち非農家が増加していることがうかがえる。

なお土地持ち非農家数合計から耕地所有世帯数を引けば，耕作放棄地のみを所有する世帯とみなすことができる。第３表にみ

第4図　都府県別農家増減数と土地持ち非農家増減数の関係(2000年－95年)

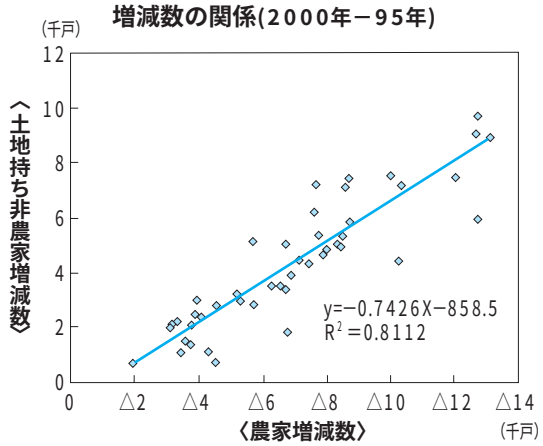

資料　第1図に同じ
(注)　図中の数式及びR^2値は近似線のもの。

られるように2000年の耕作放棄地のみを所有する世帯は19万４千戸と土地持ち非農家全体の18%に過ぎない。

b．土地持ち非農家の所有耕地及び耕作放棄地面積の推移

(a)　土地持ち非農家の所有耕地及び耕作放棄地面積の推移

次に第３表より土地持ち非農家の所有耕地の推移をみると，2000年の所有耕地面積は34万１千haとなり，95年比12.7%，3万８千ha増となった。一方，耕作放棄地面積は13万３千haで，95年比60.8%，5万ha増となり，耕作放棄地の増加幅は所有耕地のそれを大きく上回っている。

(b)　農地所有主体別にみた農地移動について

ここで，95年から2000年にかけて農家の所有農地面積がどう移動したのかについて考えてみたい（第５図）。

農家の所有農地面積（所有耕地＋耕作放棄地）は95年から2000年にかけて約27万５千ha減少している。これは所有耕地面積が32万３千ha減少する一方，農家自身の耕作放棄地が４万８千ha増加したためである。前述のように95年から2000年にかけて土地持ち非農家の所有耕地は３万８千ha，耕作放棄地は５万haそれぞれ増加し，両者を合わせた所有農地面積は約８万９千ha増加している。そのため，農家における所有農地の減少のうち約３割が，土地持ち非農家における所有農地の増加で説明できる。

一方，95年から2000年にかけて農業事業体の所有耕地は４万7千ha増加，耕作放棄地は逆に１千ha減少し，両者を合わせた所有農地面積は約４万６千ha増加している。土地持ち非農家と合わせて所有農地面積は13万５千haの増加となり，農家所有農地27万５千ha減少の約５割が他の農地所有主体への移動とみなせる。そして残りの５割は農地所有主体以外への移動となるが，最も可能性が高いとみられるのが農外への転用等による農地の改廃である。例えば農林水産省「農地の移動と転用」より，95年から99年にかけて農地転用面積を累積すると，約13万haとなる。土地持ち非農家及び農業事業体の所有農地増加面積と合わせると26万５千haとなり，農家の所有農地減少面積27万５千haにほぼ等しくなる。

第5図　95年から2000年にかけての農地所有主体別所有農地面積の変化

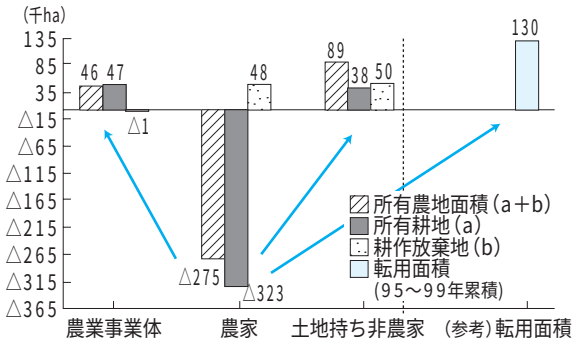

資料　農林水産省「2000年世界農林業センサス」「95年農業センサス」「農地の移動と転用」

c．土地持ち非農家の貸付耕地

2000年における土地持ち非農家の貸付耕地面積は31万４千haと，所有耕地面積の92%を占め，農家の貸付耕地面積を約７万８千ha上回っている。通常は農家の経営規

模縮小に伴って耕地の貸付が生じ，さらに農家が自身の農業経営を縮小・休止することで,土地持ち非農家としての農地の貸付に移行すると考えられる(文末＜参考資料[4]＞参照)。土地持ち非農家が農地の貸し手として，農家を上回る存在になっていることから，前述のプロセスが既に相当程度進んでいたことがうかがえる。

このような土地持ち非農家の動向から示唆される点を3点指摘しておきたい。

１点目は，95年から2000年にかけて土地持ち非農家の増加は，戸数で農家の減少数の約６割，所有農地面積で農家の減少面積の約３割に上っており，農家の減少と土地持ち非農家の増加には密接な関係がみられることである。このため日本の農業生産基盤の変化を分析する上で，農家と土地持ち非農家を一体的に考えることが非常に重要になってきているといえよう。

２点目は，95年から2000年にかけて農家の所有農地が減少する一方，土地持ち非農家と農業事業体のそれが増加し，農地所有主体のなかでの，土地持ち非農家と農業事業体のウェイトが高まってきていることである。これは大規模農家と小規模農家のウェイトが高まっている農家の構造変化と似通った動きとなっている。

３点目は，土地持ち非農家の増加により，その貸付耕地及び耕作放棄地面積が農家のそれとほぼ同水準もしくは上回る規模になってきたことである。具体的には土地持ち非農家の貸付耕地面積は31万４千haと農家の貸付面積23万6千haを約3割上回る一方，耕作放棄地も13万３千haと農家の耕作放棄地21万4千haの約6割に達する。

以上のように，日本農業のなかで土地持ち非農家のウェイトは，農家の減少に伴い，徐々に高まりつつある。次章では地域別に土地持ち非農家の動向をみることで，その実態をより詳細に把握することとしたい。

２．地域別にみた土地持ち非農家の動向

(1)　地域別土地持ち非農家１戸当たり耕地面積，耕作放棄地面積の特徴

まず地域別に土地持ち非農家1戸当たりの所有耕地面積，耕作放棄地面積をみたものが第４表である。１戸当たり所有耕地が

第4表　地域別土地持ち非農家１戸当たり所有耕地・耕作放棄地面積(2000年)

（単位　ha,%）

	所有農地(a＋b)	所有耕地(a)	うち貸付耕地	耕作放棄地(b)
全国	0.43	0.31	0.29	0.12
北海道	3.12	2.68	2.67	0.44
都府県	0.40	0.28	0.26	0.12
東北	0.59	0.44	0.42	0.14
北陸	0.52	0.46	0.44	0.06
関東・東山	0.42	0.27	0.25	0.15
北関東	0.51	0.37	0.35	0.14
南関東	0.40	0.24	0.21	0.16
東山	0.31	0.17	0.13	0.14
東海	0.30	0.20	0.17	0.10
近畿	0.31	0.25	0.22	0.06
中国	0.31	0.18	0.16	0.13
山陰	0.33	0.21	0.18	0.12
山陽	0.31	0.18	0.15	0.13
四国	0.29	0.16	0.13	0.13
九州	0.39	0.26	0.25	0.12
北九州	0.40	0.27	0.25	0.13
南九州	0.35	0.25	0.23	0.11

資料　第1表に同じ
(注)　耕地及び耕作放棄地それぞれの地域別面積を地域全体の土地持ち非農家数(耕地,貸付耕地,耕作放棄地それぞれの所有戸数ではなく)で割ったもの。

最も大きい地域は北海道で2.68haと他地域を大きく上回っており，次いで北陸0.46ha，東北0.44haが続く。逆に最も小さい地域は，四国で0.16ha，以下中国0.18ha，東海0.20haが続いており，最も大きい北海道と最も小さい四国ではその所有耕地規模に約17倍もの格差がある。

一方，耕作放棄地については，最も大きい地域は同じく北海道で0.44ha，以下関東・東山0.15ha，中国，四国0.13haが続き，逆に最も小さい地域は，北陸と近畿で0.06haとなっている。

第5表　地域別土地持ち非農家戸数の推移

（単位　戸数，%）

	1990年	95	2000	増減率 95／90	増減率 2000／95	地域別シェア 全国＝100 (2000年)
全国	775,016	906,176	1,097,455	16.9	21.1	100.0
北海道	13,120	14,912	13,854	13.7	△ 7.1	1.3
都府県	761,896	891,264	1,083,601	17.0	21.6	98.7
東北	68,101	94,487	125,923	38.7	33.3	11.5
北陸	65,975	80,688	99,568	22.3	23.4	9.1
関東・東山	140,540	175,354	219,279	24.8	25.0	20.0
北関東	51,141	71,619	86,836	40.0	21.2	7.9
南関東	54,625	63,722	80,764	16.7	26.7	7.4
東山	34,774	40,013	51,679	15.1	29.2	4.7
東海	97,783	110,576	135,447	13.1	22.5	12.3
近畿	71,806	80,671	99,818	12.3	23.7	9.1
中国	85,836	89,521	110,965	4.3	24.0	10.1
山陰	21,189	21,559	26,750	1.7	24.1	2.4
山陽	65,647	67,962	84,215	3.5	23.9	7.7
四国	53,208	57,442	65,777	8.0	14.5	6.0
九州	168,502	188,816	212,439	12.1	12.5	19.4
北九州	111,066	127,464	142,339	14.8	11.7	13.0
南九州	57,436	61,352	70,100	6.8	14.3	6.4

資料　第1表に同じ

（2）　地域別土地持ち非農家数及び所有耕地，耕作放棄地等の推移

次に地域別に土地持ち非農家数の推移をみたものが第５表である。95年から2000年にかけて，土地持ち非農家の増加率が最も高いのは東北33.3%で，以下関東・東山25.0%，中国24.0%が続く。

一方所有耕地・耕作放棄地面積の推移をみると（第６表），95年から2000年にかけて所有耕地増加率が最も高いのは東北で28.6%，以下北陸22.8%，近畿18.2%が続いている。また耕作放棄地増加率も東北が最も高く，92.3%と２倍近い大幅な増加となっている。以下北陸84.9%，関東・東山83.8%が続く。特徴的なのは四国の動きで，95年から2000年にかけて所有耕地が減少する一

第6表　地域別土地持ち非農家所有耕地・耕作放棄地増減率

（単位　%）

	所有耕地面積		耕作放棄地面積	
	増減率 95年／90	増減率 2000／95	増減率 95／90	増減率 2000／95
全国	37.0	12.7	24.8	60.8
北海道	69.4	17.2	19.9	44.1
都府県	34.0	12.2	25.1	61.7
東北	58.9	28.6	62.2	92.3
北陸	33.2	22.8	7.3	84.9
関東・東山	41.7	7.9	31.6	83.8
北関東	51.5	7.3	56.6	87.8
南関東	35.8	8.4	16.5	94.9
東山	24.1	8.9	26.0	61.7
東海	29.5	11.7	11.6	49.1
近畿	28.3	18.2	13.3	65.2
中国	16.0	7.5	8.6	55.2
山陰	14.4	10.8	△8.0	58.4
山陽	16.6	6.3	14.3	54.3
四国	21.1	△ 7.9	17.3	30.7
九州	24.0	1.7	26.0	45.9
北九州	24.6	1.3	27.5	44.3
南九州	24.6	2.5	22.3	49.9

資料　第1表に同じ

方で,耕作放棄地の増加が続いており,これは土地持ち非農家の農地利用が耕作放棄に偏っていることを反映しているとみられる。

このように95年から2000年にかけては東北，関東・東山での戸数の増加，東北，北陸での所有耕地，耕作放棄地の増加が目立っている。

(3)　地域別にみた土地持ち非農家比率

ここでは土地持ち非農家の占める比率を，農業事業体以外の農地所有主体に占める比率からみることとする。

まず土地持ち非農家戸数比率（土地持ち非農家数／＜土地持ち非農家＋農家数＞）が最も高かったのは九州で31.6%，以下北陸29.4%，東海28.9%が続いている（第７表)。また95年から2000年にかけて同比率の上昇幅が最も大きかったのは,北陸で6.2ポイント，以下中国5.7ポイント，東海5.6ポイントが続く。

次に土地持ち非農家の所有耕地比率（土地持ち非農家所有耕地面積／＜土地持ち非農家所有耕地面積＋農家所有耕地面積＞）が最も高かった地域は，北陸で15.7%，以下,九州12.5%,近畿12.3%が続いている(第８表)。また95年から2000年にかけて最も同比率の上昇幅が大きかったのは，戸数同様北陸で3.7ポイント，以下近畿2.5ポイント,東北2.0ポイントが続いている。

このように戸数，所有耕地の比率をみると，とくに北陸，九州における土地持ち非農家の比率の高さが特徴となっている（北陸は比率の上昇幅も最も大きい)。

以上地域別に土地持ち非農家の現状等についてみてきたが，それらの特徴として

第7表　土地持ち非農家戸数比率

（単位　%,ポイント）

	1995年	2000	変化幅
全国	20.8	26.0	5.2
北海道	15.5	16.6	1.0
都府県	21.0	26.2	5.3
東北	14.5	19.9	5.4
北陸	23.2	29.4	6.2
関東・東山	19.1	24.6	5.5
北関東	19.4	24.3	4.8
南関東	20.4	26.6	6.2
東山	16.9	22.4	5.5
東海	23.3	28.9	5.6
近畿	19.3	24.5	5.2
中国	20.3	26.0	5.7
山陰	18.4	23.5	5.1
山陽	21.0	26.9	5.9
四国	21.7	25.8	4.1
九州	27.1	31.6	4.5
北九州	27.6	31.8	4.2
南九州	26.2	31.2	5.0

資料　第1表に同じ
(注)　土地持ち非農家戸数比率
＝土地持ち非農家数／(農家数＋土地持ち非農家数)

第8表　土地持ち非農家所有耕地比率

（単位　%,ポイント）

	1995年	2000	変化幅
全国	7.3	8.9	1.5
北海道	3.3	4.1	0.8
都府県	8.6	10.4	1.8
東北	5.5	7.4	2.0
北陸	12.1	15.7	3.7
関東・東山	8.0	9.4	1.4
北関東	8.5	9.8	1.4
南関東	8.0	9.6	1.6
東山	6.4	7.7	1.3
東海	9.7	11.6	1.9
近畿	9.8	12.3	2.5
中国	8.0	9.6	1.6
山陰	7.0	8.6	1.6
山陽	8.4	10.0	1.6
四国	8.1	8.3	0.2
九州	11.3	12.5	1.2
北九州	11.5	12.7	1.2
南九州	10.9	12.0	1.2

資料　第1表に同じ
(注)　土地持ち非農家所有耕地比率
＝土地持ち非農家所有耕地／(農家所有耕地＋土地持ち非農家所有耕地)

第6図　地域別土地持ち非農家と農家の1戸当たり所有耕地面積（都府県，2000年）

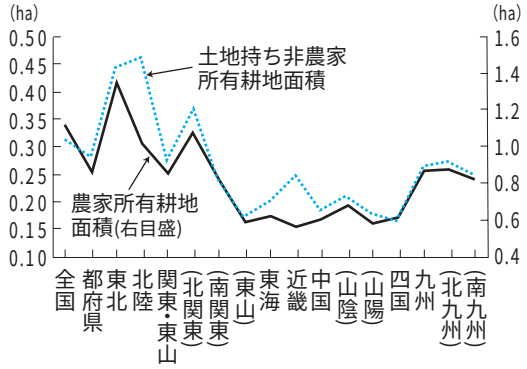

資料　第1図に同じ

は，①１戸当たり所有耕地面積，耕作放棄地面積等の数字にみられたように，農家と同様に地域によって大きな格差が存在していること（第６図参照），②95年から2000年にかけて耕作放棄地が全国的に急増したが，とくに東北，北陸でそれが目立ったこと，③全国的な傾向として農業事業体以外の農地所有主体のなかで土地持ち非農家の占める比率の上昇が続いており，地域によっては戸数で30%，所有耕地面積で15%超を占めることがあげられる。

このように地域によって格差はあるものの農地所有主体数や所有農地に占める土地持ち非農家の比率は上昇傾向が続いている。ただし土地持ち非農家戸数の増加が地域農業に与える影響は，その所有農地の利用状況により一様ではないであろう。そこで次章では，土地持ち非農家の農地利用状況を地域別にみていくとともに，その農地利用を左右する条件について考えてみたい。

３．地域別にみた土地持ち非農家の所有農地利用状況

――農業生産条件に左右される利用状況――

(1)　地域別土地持ち非農家の農地利用状況

第９表は，2000年センサスより地域別に所有農地に占める耕作放棄地率，経営耕地（所有耕地－貸付耕地）率，貸付耕地率をみたものである。

土地持ち非農家の経営耕地は定義により零細であり，経営耕地率は平均で5.7%に過ぎない。その一方，貸付耕地率は66.3%，耕作放棄地率も28.0%を占める。ただし地域別にみると，貸付耕地率，耕作放棄地率の格差は大きく，貸付耕地率では最も高い北海道（85.5%）と最も低い四国（45.5%）

第9表　土地持ち非農家の貸付耕地，経営耕地，耕作放棄地の所有農地に対する比率（2000年）

（単位　%）

	貸付耕地率	経営耕地率	耕作放棄地率
全国	66.3	5.7	28.0
北海道	85.5	0.4	14.1
都府県	64.3	6.2	29.5
東北	71.5	3.7	24.8
北陸	84.2	4.0	11.8
関東・東山	58.8	6.4	34.8
北関東	68.1	4.2	27.7
南関東	53.4	6.9	39.7
東山	43.7	11.5	44.8
東海	56.7	10.1	33.3
近畿	71.0	8.7	20.3
中国	49.9	9.1	40.9
山陰	55.2	8.6	36.2
山陽	48.1	9.3	42.6
四国	45.5	9.3	45.2
九州	63.6	4.9	31.5
北九州	63.3	4.6	32.1
南九州	64.5	5.5	30.0

資料　第1表に同じ
（注）　経営耕地＝所有耕地－貸付耕地
耕作放棄地の所有農地＝所有耕地＋耕作放棄地

第7図　都道府県別にみた土地持ち非農家の貸付耕地率と耕作放棄地率の関係（2000年）

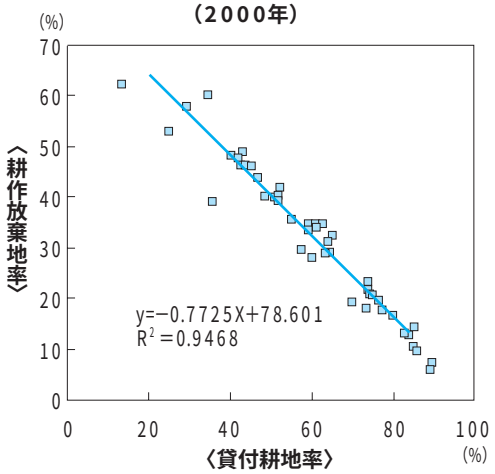

資料　第1図に同じ
(注)　図中の数式及びR^2値は近似線のもの。

第8図　地域別貸付耕地率(土地持ち非農家)と借入耕地のある農家比率（2000年）

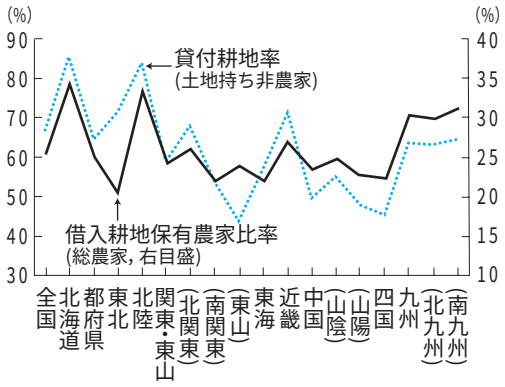

資料　第1図に同じ
(注)　借入耕地保有農家比率
＝借入耕地のある農家／総農家

で40.0ポイント，耕作放棄地率でも最も高い四国（45.2%）と最も低い北陸（11.8%）で33.4ポイントの格差がある。

ここで土地持ち非農家の耕作放棄地率，貸付耕地率を都道府県別にみたものが第7図である。経営耕地率が非常に小さいため，両者はトレード・オフの関係にあり，また都道府県ベースでみると，地域別にみた以上に農地利用に大きな格差が存在することが読み取れる。

このように，土地持ち非農家の農地利用状況は地域によって大きく異なっている。次項では，2000年センサスの農家・農地データより，そうした地域の農地利用状況を左右する要因について考えてみたい。

(2)　土地持ち非農家の農地利用を左右する要因について

a．耕地の借り手の存在

前述のように，土地持ち非農家の農地利用状況は地域によって大きく異なっているが，ここでは所有農地を貸し付けるケースについて考えてみたい。

土地持ち非農家が所有耕地の貸付を考える場合，当然のことながら地域内に耕地の借り手が存在する必要がある。第8図は，地域別に土地持ち非農家の貸付耕地率と借入耕地を保有する農家の総農家に対する比率を示したものである。同図からは，地域内に耕地の借り手となる農家が多く存在するほど，土地持ち非農家の貸付耕地率が高い傾向がみられる。ここから借り手となる農家の存在が，貸し手である土地持ち非農家の農地利用状況に大きな影響を与えることがうかがえる。

b．ほ場整備の状況

また上記のように，土地持ち非農家が耕地の貸付を希望しかつ地域に耕地の借り手が存在するケースでも，借り手が無条件にその耕地を借り入れるとは限らない。例え

第9図　地域別の貸付耕地率と区画整理済み面積比率（2000年）

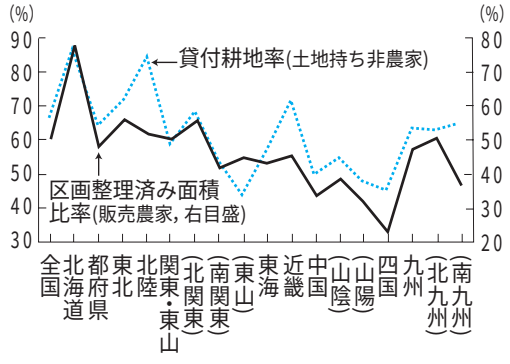

資料　第1図に同じ
(注)　区画整理済み面積比率は「経営耕地に20a以上の区画整理済み田のある販売農家」を対象とし,その借入田面積に占める20a以上の区画整理済み面積を計算したもの。

ば貸付を希望する耕地が零細かつ分散していた場合は，借り手が断る可能性もある。

第９図は，販売農家の借入耕地面積（田）に占める20a以上区画整理済面積比率（経営耕地に20a以上の区画整理済み田のある販売農家が対象）と，土地持ち非農家の貸付耕地率を地域別に示したものである。同図にみられるように借入耕地面積に占める区画整理済み面積の比率が高い地域で，貸付耕地率も高い傾向にある。ここから貸し手側（ここでは土地持ち非農家）の農地の整備状況も，借り手の耕地受入れに大きく影響を与えることがうかがえる。

以上のように，土地持ち非農家が自作耕地を縮小した場合の農地利用は，その地域の農業生産条件に大きく左右されるとみられる。つまり農業生産条件の有利な地域では，地域内に農地の借り手が存在し，貸し手（土地持ち非農家）の耕地も整備済みのため，貸借が成立するケースが多いが，農業生産条件の不利な地域では，地域内に農地の借り手が少なく，貸し手の耕地も零細・分散しているため貸借ではなく耕作放棄を選択するケースが多いということである。

ここまで土地持ち非農家の農地利用状況及びその要因について検証してきた結果，①土地持ち非農家の農地利用は地域によって大きく異なっていること，②その背景には地域の農業生産条件の違いがあることが明らかになった。そのため，農業生産条件が不利な地域で今後土地持ち非農家が増加すれば，それは耕作放棄地の増加を招き，地域の農業生産基盤に大きな影響が生じる可能性もある。次章では，95年から2000年にかけての土地持ち非農家の増加要因について，農家構造，農業環境の変化等により検証し，これまでみられたような土地持ち非農家の増勢が今後も続くのかについて考えてみたい。

４．土地持ち非農家の増加の背景

（1）　高齢化・後継者不足による影響

前述のように土地持ち非農家はここ10年間で大幅に増加し，農地所有主体数でみると全体の約４分の１，所有農地面積でも約１割を占めるようになった。

その増加の背景としては，さまざまな要因が考えられるが，最も影響が大きいとみられるのは農業就業者の高齢化と後継者不足の影響である。つまり農業就業者が高齢となって，耕作が継続できなくなった結

果，経営規模が縮小し土地持ち非農家となるケースである。

2000年センサスによれば，農家世帯員に占める65歳以上の高齢者比率は，95年に比べ3.4ポイント上昇し28.6%となり，さらに自営農業に従事した農業従事者ではその比率は34.6%と３分の１を超えた(注1)。これは昭和一けた世代がすべて65歳以上の高齢層に移行したことが大きく影響している。

土地持ち非農家世帯の年齢構成は不明であるが，自給的農家の農業従事者に占める65歳以上の高齢者比率が40.5%と，販売農家を7.5ポイントも上回ることから，そうした小規模農家における担い手の高齢化が経営規模の縮小を余儀なくさせ，土地持ち非農家の増加につながった可能性は高い（そのため土地持ち非農家で現在農業を営んでいる世帯員も，昭和一けた世代及びその上の世代が中心とみられる）。またこうした高齢化による影響は後継者がいない農家で大きかったと考えられる。

第10図は，95年から2000年にかけて同居あとつぎがいない農家増減数（なお販売農家に関しては2000年の「同居農業後継者がいない」農家から95年の「同居あとつぎがいない農家」を引いたもので参考値）と，土地持ち非農家増減数を比較したものである。2000年センサスではすべての地域で「同居あとつぎがいない」農家が減少しており，またその減少数が大きいほど土地持ち非農家の増加数が多い傾向がみられる。これは95年センサスで「同居あとつぎがいない」と回答した農家の一部が，その後の担い手の高齢化等に伴って経営を縮小・休止し，土地持ち非農家に移行したことを示すとみられる。

第10図　土地持ち非農家増減数と同居あとつぎがいない農家数増減数

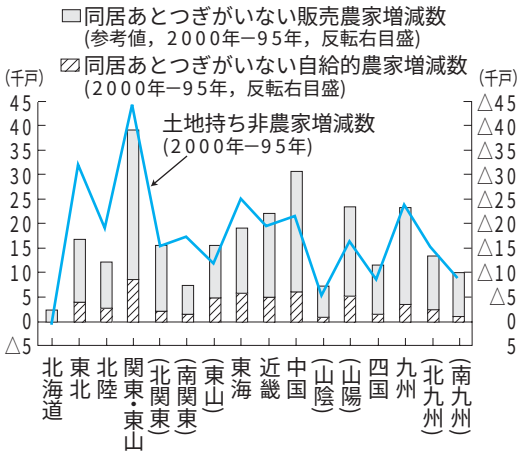

資料　第１図に同じ
(注)　販売農家は２０００年の「同居農業後継者がいない」農家数から９５年の「同居あとつぎがいない」農家数を引いたもので参考値。

なお2000年センサスにおいても「同居あとつぎいない」とする農家が，自給的農家で37万４千戸（自給的農家の47.8%），販売農家で99万７千戸（販売農家の42.7%，販売農家は「同居農業後継者がいない」農家）に上っている。

（注1）　農家の高齢化の現状と今後の予測については，拙稿「日本農業における農家の構造変化と今後の課題―進む農業者の高齢化と増大する農協の役割―」本誌2001年８月号参照。

（2）　農業環境の悪化による影響

次に土地持ち非農家の増加の背景として指摘しなければならないのは農業環境の悪化による影響である。95年から2000年にかけて米価下落，生産調整面積の拡大，農産物の輸入増加等を通じて農業環境は大きく悪化し農業所得の減少が続いた。そのため

第１０表　農産物販売金額規模別農家数（販売農家，2000／95年）

（単位　%）

	計	50万円未満(含む販売なし)	50～100	100～200	200～300	300～500	500～700	700～1,000	1,000万円以上
全国	△11.9	2.6	△15.8	△20.9	△25.5	△26.3	△24.0	△13.5	△10.1
北海道	△14.9	△4.1	△14.8	△7.6	△7.8	△15.5	△21.3	△22.9	△15.3
都府県	△11.8	2.7	△15.8	△21.0	△25.8	△26.6	△24.2	△12.5	△8.6
東北	△10.1	12.2	△3.4	△10.0	△22.2	△31.9	△34.8	△24.1	△12.9
北陸	△12.6	10.3	△2.9	△14.2	△35.6	△43.0	△39.3	△25.7	△21.7
関東・東山	△12.4	△2.8	△14.1	△20.8	△24.5	△23.4	△20.5	△9.9	△6.5
北関東	△11.5	△0.2	△12.3	△20.4	△27.6	△28.4	△21.7	△9.7	△1.3
南関東	△13.3	△8.5	△12.0	△19.1	△22.6	△22.0	△19.5	△9.5	△7.5
東山	△12.6	0.9	△20.0	△24.1	△21.2	△16.8	△19.9	△10.8	△15.8
東海	△11.8	△2.2	△24.3	△28.5	△23.1	△14.1	△13.6	△4.1	△7.2
近畿	△11.2	1.8	△22.4	△25.3	△28.0	△21.1	△17.7	△9.2	△7.4
中国	△12.9	7.0	△23.6	△40.1	△37.4	△30.6	△25.1	△14.7	△19.2
山陰	△11.9	20.8	△24.1	△42.2	△41.5	△32.5	△30.2	△16.5	△25.1
山陽	△13.4	2.6	△23.4	△39.0	△34.8	△29.4	△21.2	△13.5	△15.1
四国	△11.3	1.9	△21.8	△25.4	△21.5	△16.9	△15.2	△6.7	△11.2
九州	△12.0	2.9	△21.6	△25.0	△23.5	△20.4	△17.8	△6.8	△5.7
北九州	△11.3	8.4	△19.9	△27.4	△27.2	△25.2	△21.0	△6.1	△7.0
南九州	△13.6	△8.3	△25.6	△19.6	△15.8	△9.2	△9.9	△8.5	△2.9

資料　第1表に同じ

農家の経営意欲が減退し，前述「あとつぎがいない」等の理由で経営の縮小・休止を考えていた農家のそうした動きを早めた可能性がある。

第10表は95年から2000年にかけて，地域別に農産物販売金額農家数の増減率（販売農家）をみたものである。ほとんどの販売金額階層で農家数が大きく減少しているが，農産物販売金額の最も少ない「販売金額50万円未満ないし販売なし」農家のみ増加している。地域別にみると，東北が12.2%で最も増加率が高く，次いで北陸の10.3%が続く。東北は95年から2000年にかけて土地持ち非農家数及びその所有耕地，耕作放棄地の増加が最も著しかった地域である。

また生産調整面積の拡大等農家の作付面積減少は，借り手の耕地需要に大きな影響を与えたとみられ，例えば土地持ち非農家の持つ農業生産条件の不利な地域の耕地需要を減少させたことも考えられる。第11図は95年から2000年にかけて販売農家の農産物作付面積の変化と，土地持ち非農家の耕作放棄地面積の変化をみたものである。同図からは販売農家作付面積の減少幅が大きい地域で，土地持ち非農家の耕作放棄地面

第１１図　土地持ち非農家耕作放棄地面積増減と販売農家作付面積増減の関係
（2000年－95年）

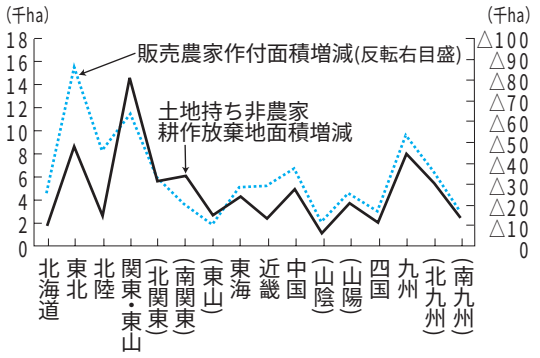

資料　第1図に同じ

積の増加幅が大きい傾向がみられる。

このように土地持ち非農家の増加の背景としては，①農家の担い手の高齢化，後継者不足により元々農業経営の継続意思が弱まっていたところへ，②米価をはじめとする農産物価格の下落，生産調整面積の拡大等農業環境の悪化が生じ，そうした経営の縮小・休止という動きを早めさせたと考えられる。また農業環境の悪化は，借り手の農家の耕地需要にも影響を与え，それが農業生産条件の有利・不利を問わず，土地持ち非農家の全国的な耕作放棄地の拡大となって表れたとみられる。

以上土地持ち非農家の増加の背景として，担い手の高齢化，後継者不足と，農業環境の悪化を取り上げたが，少なくとも，担い手の高齢化，後継者不足は，今後も継続することが確実であり，また農業環境についても，景気低迷の長期化，さらに中国をはじめとする農産物輸入の増勢が続いている状況では，短期間で好転することは難しいであろう。そのため，こうした要因を背景にした土地持ち非農家の増勢は当面続くとみられる(注2)。

次章では，ここまでみてきた土地持ち非農家の動向が，農協の組織基盤及び事業へ与える影響について考えてみたい。

（注2） ここでは農家から土地持ち非農家への移行について考察しているが，一方で新規就農に伴う一般世帯から土地持ち非農家への移行も考えられる。例えば，2000年センサスの特徴である「中高年の定年帰農」による土地持ち非農家の増加である。ただし2000年センサスで新設農家は４万８千戸に過ぎないように，これまではそうした動きはごく一部にとどまっていたとみられる。

５．農協の組織基盤と事業への影響

――急がれる“次世代土地持ち非農家”対策――

第12図は，90年以降の農協の正組合員戸数と，農家，土地持ち非農家の推移を示したものである。農家数が大きく減少する一方で土地持ち非農家の増加が続いているため，両者を合わせると農協の正組合員戸数の推移にかなり近い数字となる。

最初に指摘した通り，土地持ち非農家の大部分は農業を営んでいるとみられる世帯であり，またこれら土地持ち非農家に該当しないものの，「耕地及び耕作放棄地を５a未満所有し農業を営む」世帯も相当数に上るとみられる。そのためこの図は，農林水産省の定義する農家には該当しないものの，農業を営み農協の正組合員資格を有する世帯が増加していることを示していよう。

土地持ち非農家の増加は，地域の農業を営んでいる世帯のなかで，経営規模を縮小

第12図　過去10年間の正組合員戸数と農家＋土地持ち非農家の推移

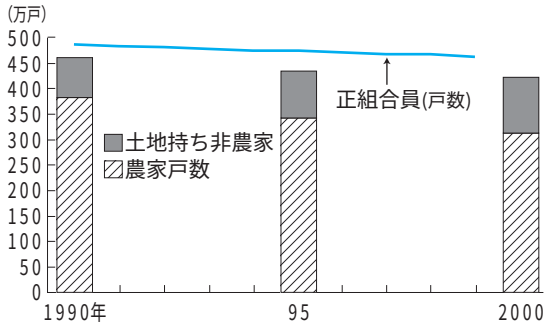

資料　農林水産省「総合農協統計表」「世界農林業センサス」「農業センサス」

する世帯が増加していることを意味する。その際，土地持ち非農家の経営耕地が縮小することにより，農業生産条件の有利な地域では貸付耕地の増大に伴う農地の流動化が，農業生産条件が不利な地域では，耕作放棄地の増加が進む傾向があることはこれまでみた通りである。

農協側からみると，経営規模の縮小は経済事業をはじめとする農協事業の全般的な縮小につながっていく。また農業生産条件の有利な地域での農地の流動化は，農協の正組合員のなかで，零細農家と大規模農家の分化を意味し，また農業生産条件の不利な地域での耕作放棄の拡大は，農地の面的な保全や集落営農の維持等が難しくなることを意味する。そのため，こうした変化が農協の経済，営農指導事業に与える影響は非常に大きいとみられる。

このように土地持ち非農家の増加が，農協事業に大きな影響を与えていることは確実とみられる。しかし先の正組合員戸数の推移にみられたように，これまで増加してきた土地持ち非農家の多くは，農業を営んでいる世帯とみられるため，農協の組合員組織への直接的な影響は小さかったとみられる。

ただしこれら土地持ち非農家世帯で農業を営んでいる世帯員は，現在，農家世帯員の中心である昭和一けた世代もしくはその上の世代に属するとみられ，既に世代交代の時期に差し掛かっていると考えられる。

このことは，今後土地持ち非農家の性格が大きく変化することを示唆している。つまり現在，高齢世帯員がいる土地持ち非農家は，農家同様，その次世代が農外へ就業しているケースが多いとみられ，相続等により土地持ち非農家のなかでの世代交代が進めば，今後農業経験の少ない一般世帯が土地持ち非農家になるケースが多くなると予想されるからである。こうした“次世代土地持ち非農家”が域外へ流出している地域では，森林組合で現在問題となっている「不在村森林所有者の増加による森林管理水準の低下」と同様に「不在村農地所有者の増加による農地管理水準の低下」も懸念される。

そして相続に伴う影響としては担い手，農地利用等地域農業に関するものだけではなく，信用事業，共済事業等農協事業全般に影響が生じる可能性がある。

そのため経営の縮小・休止が避けられない高齢農家及び高齢土地持ち非農家の農地をいかに保全するか，またその後の“次世代土地持ち非農家”にいかに対応していくかが，地域農業・地域社会にとっても，また農協の組織基盤を維持していく上でも，非常に大きな課題となる。

そうした状況に対応していくために，農協系統としては，地域の農業生産基盤を維持するために，①農地保有合理化事業等を通じての農地流動化や農作業受委託，貸借等の仲介機能の強化，②農協出資の農業生産法人の設立等自身あるいは協同会社の活用を通じての農地保全事業への取り組み，③行政と協力しての中山間地域直接支払いの活用を含めて農家への直接所得補償の強

化・推進，④Iターン，Uターン，定年就農等多様化する新規就農者への行政と協力しての受入支援事業への取組み，⑤農地の相続等に対応するための組合員情報の収集・管理等を通じた農地情報の整備（農地の履歴管理）が考えられる。

また，次世代土地持ち非農家対策としては総合事業体としての農協の強みを生かし，①高齢者介護事業等福祉事業を通じての次世代世帯との世帯員との関係強化，②リバース・モーゲージ等も含む組合員に対する資産管理，税務・相続事業の拡充，③広い意味での次世代対策として農業理解のための市民農園や学童農園，グリーンツーリズム等を通じた地域住民や都市（将来の不在村農地所有者対策として）との交流の促進が考えられる。

おわりに

2000年センサスで110万戸だった土地持ち非農家は，農林水産省の予測によれば，今後も増加し2010年には140～170万戸に達する（第13図）。

また農林水産政策研究所橋詰登の予測によれば，その５年後2015年に土地持ち非農家は197万戸と，農家数216万戸の９割の水準に達し，またその所有耕地面積は60万１千ha，耕作放棄地も25万７千haと2000年時点の約２倍にまで増加する（文末＜参考資料[1]＞）。またいくつかの地域では，2015年には土地持ち非農家数が農家戸数を上回ることも予想される（第14図）。

このように土地持ち非農家が日本農業のなかに占めるウェイトは今後ますます高まっていくことが予想される。そして，それは単に地域の農地所有主体の移行だけで

第13図　総農家数と土地持ち非農家数の将来予測

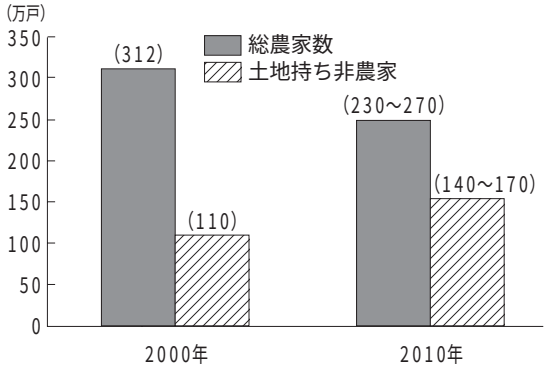

資料　農林水産省「第1回農業経営政策に関する研究会」参考資料集（平成13年2月），「2000年世界農林業センサス」

第14図　2015年の地域別(都府県)土地持ち非農家戸数・農家戸数の比率の試算

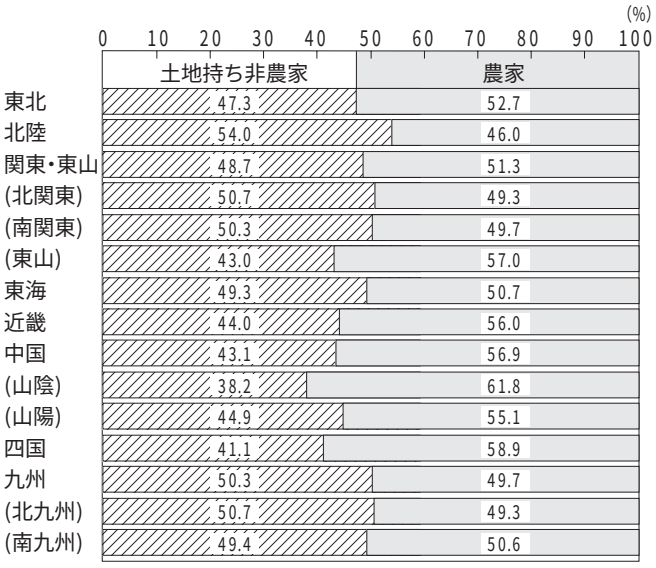

資料　第1図に同じ
(注)　筆者がまず90年から2000年にかけての農家数，土地持ち非農家の幾何平均年増減率を2015年までに適用し，地域別農家数，土地持ち非農家数を試算。さらにその試算値合計が，農林水産政策研究所橋詰登の農家数，土地持ち非農家数の都府県予測数値に，それぞれ一致するよう修正を加えたもの。

はなく，農地利用の大きな変化も伴うことになる。

このことは，土地持ち非農家の農地利用状況によって，今後の地域農業が全く異なった展開となる可能性を示唆するものである。つまり土地持ち非農家の所有農地が，貸付耕地に向かえば，それは担い手の規模拡大を通じ農業の生産性向上につながる一方，耕作放棄に向かえば，農地集積を困難にするとともに農地の管理水準を低下させ，地域の農業生産を減少させる可能性があるということである。

ただし95年から2000年にかけての農業環境の悪化による全国的な耕作放棄地の拡大は，こうした選択が，地域の農業生産条件の有利・不利によって固定的なものではなく，農業を取り巻く外部環境の変化により，容易に変動することをうかがわせるものであった。

わが国が食料自給率を向上させ，農業の持つ多面的機能を発揮していく上で，農業生産基盤である農地の保全が不可欠であることは言うまでもない。しかし現状のままでは，土地持ち非農家の増加により，農業生産基盤の脆弱化が急速に進む可能性もあり，そうした事態を防ぐためにも，土地持ち非農家を含め地域の農地所有主体をすべて網羅した，総合的な農地保全対策の必要性が高まっているといえよう。

＜参考資料＞

［１］橋詰登「農地所有主体別にみた2015年の農地利用構造－構造予測モデルによる推計」『平成12年度農業経済研究成果情報』2001年７月，「西暦2015年における農地の所有と利用構造の予測-農家，農家以外の農業事業体，土地持ち非農家の動向を踏まえて」2001年度『日本農業経済学会論文集』2001年11月

［２］村松功巳「兼業深化地域における地域農業構造-愛知県西尾市，1995年農業センサスによる分析」『農総研季報№45』2000年３月

［３］村松功巳・江川章，増渕隆一，橋詰登，福田竜一「中山間地域における遊休農地の利活用に関する現状と課題－福島県伊達郡月館町，川俣町実態調査－」『農総研季報№43』2000年３月

［４］田畑保「農業構造の変化と農地利用・農地貸借」『農業総合研究第46巻２号』平成４年４月

［５］農林水産省「第1回農業経営政策に関する研究会」参考資料集平成13年２月

（内田多喜生・うちだたきお**）**

多様化する農協の販売事業方式

―― ３農協の事例より ――

〔要　　旨〕

１．青果物の流通チャネルは卸売市場経由が大宗を占めている。この卸売市場取引において，仲卸業者の大口顧客である量販店のニーズ（品質と規格の統一性と数量・価格の安定性）に応じるために，1960年代，70年代を通じて，農協系統では，共同選果，共同出荷，共同計算，無条件委託の４点を特徴とする共同販売体制の確立・整備が図られてきた。

しかし80年代半ば以降は，青果物卸売市場経由率が徐々に低下するなど，それまでの流通構造に変化が生じている。この要因として，農協販売事業の視点からみると，量販店や外食産業の市場外仕入れおよび生産者の直接販売の増加等の点が注目される。

そこで本稿では，流通構造の変化に合わせて，卸売市場出荷以外にも取引対応している３農協の事例を現地での聞き取り調査の結果を中心に紹介する。

２．Ａ農協は青果物取扱高の約２割を直接販売している。Ａ農協は，直販の精算方法として「直販預り金制」を導入し，価格変動の緩衝財源を備えることで，商談において柔軟な価格交渉を可能にしている。またＡ農協は，パッケージ・センターを設置したり，取引先の数量変更要請に対応している。さらに代金回収リスク対策として，直販預り金制に加えて，契約書締結や取引先の情報照会を行っている。Ａ農協は，リスク軽減のシステムを導入し，さまざまな業務を担うことで，生産者の手取り額を高めることに貢献している。

３．Ｂ農協は，共同販売対象外の農産物取引について，生産者と加工企業との間に立ち，加工企業との交渉，生産者との調整・指導，双方に対する情報伝達等の仲介を行っている。

生産者と加工企業が直接取引を行うことは，生産者にとっては業者に関する情報不足により，独自の販路開拓は難しく，代金回収等の面でリスクが大きい。一方，企業にとっても生産者に関する情報不足により安定調達に不安が残るものと思われる。このような双方の情報不足をＢ農協が補完することで，取引が円滑に行われている。

４．Ｃ農協は，精算時の価格を一本に平均化する共同計算から，アイテム別に平均化する共同計算に変更した。これにより，直売している生産者グループも代金決済を中心に農協を利用するようになった。さらにＣ農協は，直売グループに販路拡大のための情報を提供し，直売に伴うリスク軽減のために移出業者と業務契約書を結んでいる。Ｃ農協は，代金決済代行，情報提供や販売リスク対策等において農協利用のメリットを生み出している。

５．以上の３つの事例は，総じて，卸売市場出荷を中心とする共同販売以外に農協の関与を要する機会が生じていること，また実際に農協が従来型の共同販売以外の方法でかかわることで生産者にメリットをもたらすことができること，を示しているといえよう。

目　次

はじめに
１．直販の実施
――Ａ農協の事例――
（1）　Ａ農協の概況
（2）　販売事業の概況
（3）　直販の概要
（4）　小括
２．共販以外の農産物取引の仲介
――Ｂ農協の事例――
（1）　Ｂ農協の概況
（2）　販売事業の概要
（3）　食品加工企業との取引仲介
（4）　小括
３．共同計算方法の変更による販売事業サービスの提供――Ｃ農協の事例――
（1）　Ｃ農協の概況
（2）　販売事業の概況
（3）　アイテム別共同計算方法の導入による代金決済サービスの提供
（4）　小括
おわりに

はじめに

青果物の流通チャネルは，卸売市場が中心となっており，総流通量の約８割を占めている。卸売市場取引では，仲卸の大口顧客である量販店のニーズが重視されている。そのニーズは，品質と規格の統一された農産物を不足が生じることなく安定的に確保するというものである。

このようなニーズに対応するために，1960年代から70年代を通じて，農協系統では共同販売体制の確立・整備が図られてきたとされる(注1)。共同販売（以下，共販）の特徴は，①共同選果，②共同出荷，③共同計算，④無条件委託の４点に集約できる。

この目的は，①共同選果で規格・品質の統一された農産物を，②共同出荷でロットを大きくすることにより，価格交渉力を強めること，さらに，③日々変動する市場価格を一定期間プールする共同計算によって，価格の平均化と配分の平等化を図ること，④販売を無条件で受託することにより農協経営への圧迫を回避すること，にある(注2)。

ただ，80年代半ば以降は，青果物の卸売市場経由率が低下するなど，徐々にではあるものの卸売市場中心の流通構造に変化が生じつつある。農林水産省「卸売市場データ集」によると，野菜流通の市場経由率（転送分を除いた市場経由量／総流通量）は，1985年87％から99年83％へ低下している。この大きな要因は，卸売市場を経由しない輸入冷凍野菜が増加したことにある(注3)。このほか，農協販売事業の面からみると，市場外仕入れが比較的多い量販店や外食産業の成長や，生産者の直接販売の増加といった点も無視できない。

こうした流通構造の変化に合わせて，卸売市場出荷を前提とした事業方式以外の対応も行っている農協が現れている。

そこで本稿では，青果物販売において，新たな事業展開を行っている３農協の事例を現地での聞き取り調査の結果を中心に紹介することにしたい。

（注1） 杉浦八十二「新世紀の農協指導販売事業の姿」（財）協同組合経営研究所『協同組合経営研究月報』2001年３月号No.570，56～64頁参照。

（注2） 大平慶二監修・御宿義編『JA法務読本』金融財政事情研究会1986年，および全国農業協同組合中央会『JA教科書販売事業』2001年参照。

（注3） 藤島廣二「食品流通構造の変化と流通政策」食料政策研究センター『食料政策研究』2001-III No.107,2001年,６～44頁参照。

１．直販の実施
――A農協の事例――

前述したように，一般に農協の出荷先は，卸売市場出荷が大宗を占めている。農協が量販店等に直接販売（以下，直販）することには，販売先開拓や価格交渉の困難，代金回収リスク等があるからである。

ただ最近，生産者の手取り額を増加させるために，農協がある程度リスクを負って直販を行っているケースがみられる。直販の困難やリスクはいかにして軽減されているのだろうか。A農協の事例をみてみよう。

（1） A農協の概況

A農協は，九州地域の北部に位置し，農林水産省の地帯区分では，都市的農村に分類される。96年に８農協が合併して発足した広域農協であり，2000年度の組合員数は26,724人，うち正組合員数13,863人（正組合員比率52%）となっている。

（2） 販売事業の概況

2000年の管内の粗生産額（生産者の自家消費分を含む，以下同様）は433億円であり，A農協の販売品取扱高は300億円となっている。主な農産物は，イチゴ，茶，菊である。このうち青果物を対象にA農協が直販を行っている。その取扱高は27億円で，青果物の取扱高全体の15%を占めている。直販に対する生産者の理解が浸透してきたことにより，直販取扱高は年々増加している。

（3） 直販の概要

a．直販開始の経緯

合併にあたって，新しい農協は農業振興をより重視してほしいという強い要望が組合員からあった。そこで，合併の目玉として，直販事業構想が提唱された。卸売市場を通すことなく直販すれば，市場への支払手数料がカットされ，生産者の所得が向上するという考え方だった。A農協が販売まで行う「自己完結型」の方向を目指していた。

しかし当初，直販の目標として農協青果物取扱高の５割（約100億円）という数字が一人歩きしたために，農協外からの反発は大きかった。卸売業者からは，市場外流通を進めるものであり，入荷が減少して収入減になるので困ると反発された。仲卸業者からは，A農協が自分たちの顧客を奪ってしまうとの反感を買った。生産部会も市場から追放されるのではないかと不安を募らせていた。

このような事情により，直販を青果物取扱高の２割（約40億円）を目標とすることで

妥協し，現在に至っている。

b．直販の概要（イチゴのケース）

A農協の直販取扱高の半分近くを占めており，なおかつ取扱高の伸び率も大きいイチゴのケースを例にA農協の直販事業をみてみよう。

（a） 生産者の出荷形態

生産者の農産物出荷には２つの形態があり，一つは生産者が自らパック詰めして出荷するものであり，もう一つは生産者がパック詰めや選果せずにバラのまま出荷するものである。バラ出荷の場合には，A農協のパッケージ・センターで，選果とパック詰めが行われる。

（b） 販売先

イチゴの直販の場合，７割は全農集配センターを通じて，残りの３割は量販店・加

第１図　A農協における直販事業システム（直販預り金制）

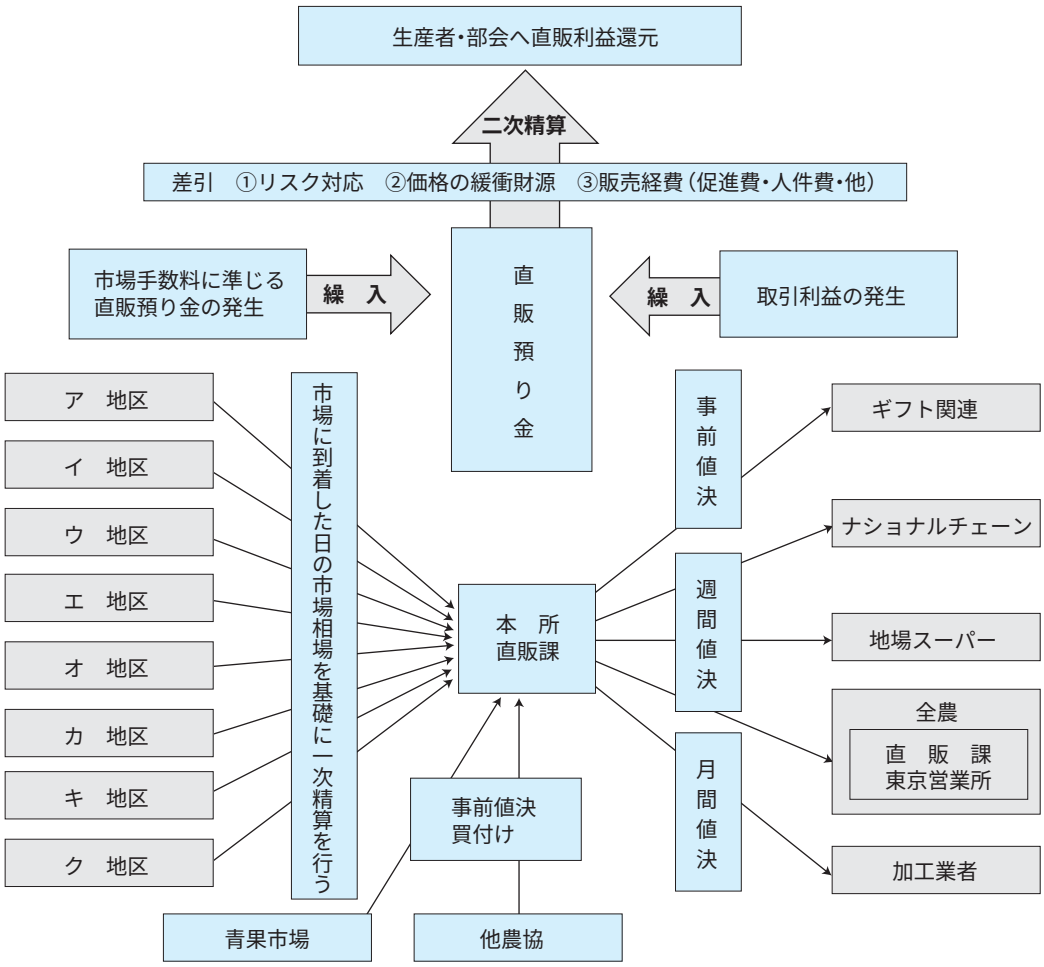

資料　児玉末正「販売事業200億円超サミットの狙い」（財）協同組合経営研究所『協同組合経営研究月報』
2000年2月号No. 557，8頁

工メーカーと直接取引を行っている。全農集配センターと取引する理由は，①系統組織であること，②代金回収リスクを軽減すること，③安定的な販売先を確保すること，である。

（c） 代金決済

①直販預り金制

生産者がパック詰め出荷した農産物の精算方法として，A農協は98年に「直販預り金制」を導入した（第１図）。

これは，生産者によってパック詰めされた農産物について，生産者に一次精算するときに支払われる市場価格と，出荷前に量販店との交渉で決められる販売価格との間に生じる差額を積み立てて，年度末に二次精算するというA農協独自のシステムである。差額がプラスとなる取引で積み立てて，マイナスとなる場合にそれを補てんする仕組みである。

直販預り金から，直販課職員の人件費，通信費等の経費を除いた額が，年度末に直販出荷量に応じて部会に配分される（二次精算）。部会から生産者には，直販を含む出荷量全体に占める各生産者の出荷金額比率で，部会の二次精算額を按分する。

過去３年間の直販預り金の実績は，全取扱品目を総合して年間を通してみるとプラスだった。

②買い取り

一方，生産者がパック詰めせずにバラで出荷したイチゴについては，A農協が出荷日の市場価格の85%で買い取る。

買い取り額ならびにパック詰め費用の合計と，取引先への販売額との差額はA農協の損益になり，直販預り金には入らない。

c．A農協の主な役割

直販事業において，A農協が果たしている主な役割は次の通りである。(注4)

（a） 営業

合併直後に開設したA農協の東京事務所が主体となって，取引先の開拓，定期訪問による関係維持等の営業活動を行っている。

商談を成立させるために，ときには卸売市場価格を下回る価格の提示にも応じなければならない。このような価格変動の緩衝財源とするために，A農協では前述した直販預り金制を設けている。

（b） 数量調整

最終販売先の大部分を占める量販店との取引においては，１～３週間前に数量・価格を取り決めているものの，直前の数量変更が常時発生する。このために，市場出荷では少ない煩雑な数量調整業務にもA農協が対応している。

（c） 代金回収リスク対策

A農協では代金回収リスクを軽減するために，取引先と契約書を締結し，取引先について信用調査機関への情報照会を行っている。さらに，前述した直販預り金制は，代金回収にかかるリスクのヘッジ機能も兼

ね備えている。

(d)　選果とパック詰め

A農協のパッケージ・センターは，生産者の選果とパック詰め労働の軽減を目的に99年に開設された。イチゴのみならず，ナシ，モモ，トマト，ナス等の多品目集出荷施設として機能している。

d．生産者にとってのメリット

自らパック詰めして出荷している生産者にとっては，農協が直販することにより，市場価格が最低限保証され，二次精算分が手取り額の増加になるというメリットがある。2000年度の二次精算額は1.4億円（直販取扱高の５％）だった。

一方，バラで出荷している生産者の場合には，パッケージ・センターを利用することにより，とくに高齢生産者にとって負担の大きい選果と包装のための労力が軽減される。

(4)　小括

A農協は，直販を行うために，営業，数量調整，販売代金の回収・決済，農産物の選果・パック詰め等多くの機能を担っている。

先進的事例としてしばしば取り上げられる甘楽富岡農協において，パッケージ・センターが農協の主体性発揮のポイントとなっているといわれている(注5)。A農協においてもパッケージ・センターは，取引先の要望に合わせたパック詰めを行うことによって付加価値を高めた販売を実現している。

また，直販預り金制によって，A農協は柔軟な価格交渉によって有利販売を行い，なおかつ価格変動や代金回収のリスクは軽減されているように思われる。その結果，直販で発生した直販預り金の二次精算分を生産者にメリットとして配分することが可能となっている。

(注4)　以下の記述は，聞き取り調査に加えて，甲斐田慎二「新たに直販事業を起こして」（財）協同組合経営研究所『協同組合経営研究月報』99年８月号No.551，３～10頁を参考にした。

(注5)　「JA甘楽富岡に学ぶIT時代の農協改革」『自然と人間を結ぶ』2001年７月号，農山漁村文化協会2001年，27頁参照。

２．共販以外の農産物取引の仲介
――Ｂ農協の事例――

近年，家計の食料支出において，中食(冷凍食品，弁当など)や外食支出の割合が急速に拡大している。それを担う中食・外食業者は，原材料の仕入れに際して，数量・価格・品質の安定性を重視している。しかし，卸売市場におけるせりでは農産物の数量・価格の変動が激しく，安定性を確保することは難しいために，中食・外食業者やそれらに加工食品を販売している業者が，市場外で生産者から直接調達する動きもみられる。

ここで，中食・外食業者のニーズに対応するために，農協が共販の対象にはならない取引について生産者と食品加工企業の仲介を行っている事例をみてみよう。

(1)　B農協の概況

B農協は，関東地域南部に位置し，農村地帯に分類される。農村地帯とはいえ都心までは１時間の圏内にあり，交通の便は比較的よい。2000年度の組合員数は2,838人，うち正組合員1,863人（正組合員比率66%）となっている。

(2)　販売事業の概要

2000年の管内の農業粗生産額は134億円，B農協の販売品取扱高は63億円となっている。主な農産物は，スイカやニンジン等の青果物である。B農協の取扱高のうち卸売市場を通さない直販は２割強を占めており，主な取引先は，量販店，食品加工企業，生協である。

(3)　食品加工企業との取引仲介

B農協の販売事業においては，中食・外食業者向け食品加工企業と生産者との取引仲介が注目される動きである。

a．D株式会社との取引仲介の経緯

D株式会社（以下，D社）は，生鮮農産物を仕入れて，惣菜，カット野菜やチルド食材に加工し，中食・外食企業に卸売することを主な業務としている。

B農協は，D社の相談を受けたB農協の指定配送業者から話を持ちかけられたことがきっかけとなり，93年からD社と生産者との取引仲介を始めた。当初の取引は１品目のみだったが，B農協では，生産者の手取り額を増やすことになればよいという考え方で取り組み始めた。取引開始直後に出荷不足が発生したときに他産地を紹介したことがD社のB農協への信頼を高め，これまで取扱量は増加してきた。現在では，この企業との取引は年間約３億円（B農協取扱高の５%）にのぼっている。

b．取引形態

取引契約はD社と生産者が相対で行って

第2図　D社との取引のフローチャート

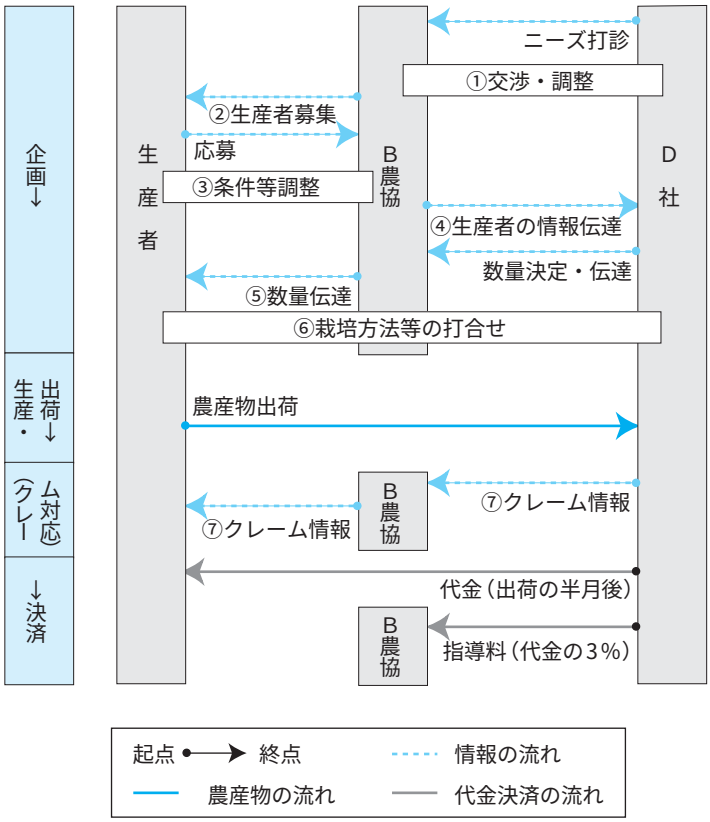

資料　B農協からの聞き取り調査より作成

いる。ただし，明文化されたものではなく，業界慣行の口頭契約である。

契約事項は，品目・栽培方法・数量・規格・価格・代金決済方法等である。とはいえ規格は，加工食品として販売できるか否かを，虫害等を勘案して決めたものである。卸売市場出荷時のように見た目・大きさ等に関する厳しい規格はない。

現在，ハクサイ，キャベツ，ダイコン，ニンジン等の14品目の取引を行っており，１戸１品目を基本に，13戸の生産者がD社と契約している。

c．B農協の主な役割

D社と生産者は相対で契約しているものの，B農協は主として，企画段階において次のような役割を果たしている。取引の流れに沿ってみてみよう（第２図）。

（a） D社との交渉・調整

まずD社がB農協に購入を希望する生産物の品目等について打診する。これに対応して，B農協は，気候条件・土壌条件等を勘案して管内で生産できるかどうかを判断する。栽培可能と判断した作物について，栽培方法（有機，減農薬，慣行栽培など），数量，価格について交渉を進める（第２図①）。

栽培方法について有機栽培の要望があった場合には，予想される病害虫の影響をD社とD社の取引先である中食・外食業者に説明して納得してもらう。納得されないままに出荷して大量のロスが発生することを避けるためである。

また，D社から生産の実情に適さない少量の取引が提示された場合には，B農協が生産者の経営を維持できるように生産数量を交渉し調整する。

ちなみに管内で栽培することが難しい作物についてはB農協が他産地を紹介している。

（b） 生産者の募集

D社との品目・栽培方法・数量等の交渉・調整を受けて，B農協は生産者を募集する（第２図②）。農協職員が実績のある生産者に話をもちかけたり，また2000年からはB農協発行の広報誌を通じた募集も行っている。

（c） 生産者との生産条件の調整・指導

B農協は，生産者の営農技術や過去の生産実績を勘案して，生産者と協議の上，生産品目・出荷重量・出荷時期を取り決めている（第２図③）。契約を実行できない場合にB農協全体の信頼が低下することを防ぐためである。

また，B農協は，天候要因等で単位当たり収量が減少した場合に備えて，平年作の120％の面積で栽培するように生産者に指導している。契約量を超過した農産物はB農協の直売所で販売されるために，ロスを少なくできる仕組みになっている。

（d） 情報伝達

生産者と話し合った結果をB農協がD社

に伝える（第２図④）。その後，D社は全国各地の生産者・単協・経済連や海外の取引相手との数量等の調整を行った後，決定結果をB農協に伝え，さらにB農協が生産者に伝える（第２図⑤）。このようにして，毎年２月に年間計画を立てて，出荷の時期・品目・栽培方法・数量・価格を決定する。最終的に，生産者・B農協・D社が参加して，栽培方法等についての打合せを年１回行っている（第２図⑥）。

またB農協は，生産者側の要望をD社に伝える。例えば，現在，販売代金は，出荷の半月後にD社から生産者に入金されることになっている。当初D社の提示した条件は１か月後というものだった。しかし，それでは生産者の資金繰りに支障を来すので，半月後にしてもらうようにB農協がD社に要請したという経緯がある。

また，農産物にクレームが発生した場合には，まずD社からB農協に伝えられ，B農協から生産者に伝達される（第２図⑦）。

d．生産者にとってのメリット

D社との取引では，農産物の庭先単価は市場出荷に比べて低いものの，生産者の高い手取り額を実現している。手取り額が高い理由は，①運賃はD社が負担するために，生産者による運賃コスト負担がないこと，②規格は市場出荷ほど厳格ではなく，市場出荷では規格外で出荷できなかった農産物（品質に問題はないが形状のよくないもの）も出荷できるためにロスが少ないこと，等による。

（4） 小括

中食・外食業者に生産者との相対取引のニーズがあったとしても，実際にこのような取引を生産者と業者が直接行うことは，双方にとってリスクが大きいものと思われる。なぜなら，生産者にとっては業者に関する情報不足により，独自の販売経路開拓は難しく，また代金回収等の面でリスクが大きい。一方，業者にとっても生産者に関する情報が不足しているために安定調達に不安が残るからである。つまり両者にとって情報不足の問題が存在しており，それを補完するところに農協の関与する余地がある。とはいえD社との取引は少数の生産者に限定されて共販の対象とはならない。そこで，B農協は，D社と生産者の仲介役を務めることにより，双方の情報不足を補い，生産者の高い手取り額の実現というメリットを生み出している。

B農協が仲介役としての役割を発揮できる理由は，聞き取り調査によると，「指導課職員が農業や流通に関する豊富な情報と業者に提案できる能力をもっているため」という。

この事例は，共販以外にも農協が取引の企画段階に関与することによって，加工業者と生産者の農産物取引を実現できる可能性があることを示している。

３．共同計算方法の変更による販売事業サービスの提供
――Ｃ農協の事例――

前述したように，一般に農協での販売代

金決済は日々市場によって異なる価格を一定期間プールして平均化する共同計算が主流となっている。共同計算には，手取り配分の平等を図ることができる反面，農産物の品質の違いが反映されないという側面もある。このようなマイナスの側面は農産物の品質差を活かして販売するために，市場外で直売したいという生産者の，農協利用を遠ざける一つの要因になっている。この問題を解消するために，従来の共同計算ではなく，商品アイテム別に異なる複数の価格で精算するシステムを導入したC農協の事例をみてみよう。

(1)　C農協の概況

C農協は，甲信越地域北部に位置し，農村地帯に分類されている。1964年に市内の農協が合併して誕生した。2000年度の組合員数は8,446人，うち正組合員数は5,567人（正組合員比率66%）である。

(2)　販売事業の概況

2000年の管内の農業粗生産額（栽培キノコ類を含む）は223億円，C農協の販売品取扱高は186億円となっている。キノコ類，果実，野菜といった施設集約型農業が盛んである。農産物の大部分は市場に出荷しているが，エノキ茸では生産量の２割を移出業者（集荷し量販店に納入）や全農集配センターを通して直売を行っている。以下，エノキ茸を例にアイテム別共同計算を活用した取引をみてみよう。

(3)　アイテム別共同計算方法の導入による代金決済サービスの提供

a．取引の概要とアイテム別共同計算導入の経緯

C農協には６つのエノキ茸培養センターがあり，各培養センターは複数の異なるアイテムを生産している。C農協が取り扱っているアイテム数は，販売先の要望に合わ

第3図　アイテム別共同計算導入前後のイメージ

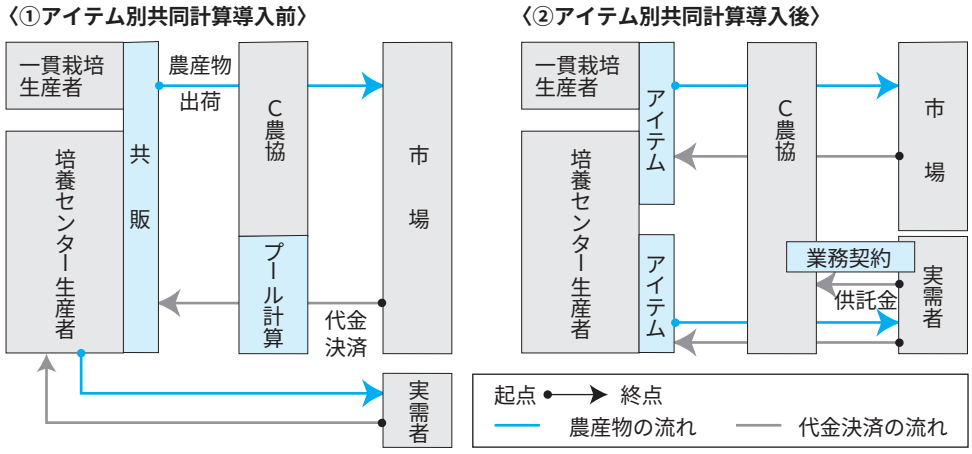

資料　C農協作成
（注）　一貫栽培生産者とは,生産者個人で培養している生産者を意味する。

せた品質・重量・パッケージの組み合わせにより，全部で48アイテムである。

95年以前は，共販の場合には，アイテムごとに販売先や価格が異なっていても，精算時の価格はプール計算で一つに平均化されていた（第３図①）。農産物の品質の違いを発揮できないプール計算を敬遠して，一部の生産者グループは販売先を自ら開拓し，移出業者に直売（C農協では生産者による直接販売のことを「直売」と呼ぶ）するようになった。このような農協を介さない出荷の存在によって産地内での競合が発生し，買い手側を有利にして，農協出荷を含む管内産エノキ茸の価格低下圧力が強まるという構図があった。

そこで，96年からC農協では価格を１本ではなくアイテム別にプール計算する方法（C農協では「複数共計」と呼ぶ）を導入した（第３図②）。それは，産地内での競合対策に加えて，農協を介さずに出荷しているとはいえ組合員であり，何らかのサービスを提供すべきであるという考え方に基づいたものだった。この計算方法を導入することによって，一部の直売グループも代金決済を中心にC農協を利用するようになった。

アイテム別共同計算のプールの期間は，土曜日の荷受分から次週金曜日の荷受分の出荷までである。市場出荷の場合も直売の場合にも，生産者にはプール期間末日の２週間後に精算される。このときに控除される農協手数料は，市場出荷の場合には取扱額の1.3%，直売の場合には取扱額の1.8%と，若干の差がある。直売の場合には，市場出荷では不要な業者との交渉にかかる通信費や煩雑な入金管理に費用がかかるためである。

b．C農協の主な役割

この取引において，C農協はとくに次の点で重要な役割を果たしている。

（a） 代金決済と情報の把握

移出業者ごとにアイテム，価格，入金日が異なるので，C農協が行っている代金決済は煩雑になっている。しかし，これによって一部の直売グループを組織化することに成功し，農協販売事業の利用割合は代金決済ベースで，管内エノキ茸生産高の９割に上昇した。

（b） 情報の把握

この結果，C農協は直売グループの販売ルート・時期・数量等の情報を把握することで産地内での競合を回避し，業者からの買いたたきをある程度防げるようになった。

また，C農協には，販売先の量販店のバイヤーを通じて，販路開拓につながるようなさまざまな情報がもたらされる。C農協は，このような情報を直売グループに伝え，販路開拓支援を行っている。

（c） 数量調整対応

出荷数量は事前に取り決めているものの，移出業者からの変更要請が常に発生している。減量要請で過剰になる場合にはC

農協が市場に出荷している。反対に増量要請があり，直売グループがこれに対応できない場合には，C農協が移出業者と話し合って対処している。

(d)　代金回収リスク対策

代金回収リスク対策として，C農協は移出業者と業務契約書を締結している。契約内容は，品目，数量，代金決済の期間と方法，供託金額，代金決済が遅延した場合の対処（延滞金の拠出）等である。

すべての業者は，C農協に対して前回入金から次回入金までの取引金額分を供託金として拠出している。

c．生産者のメリット

直売グループにとって，C農協を利用することは，手数料負担がかさむとはいえ，①販路開拓につながる情報提供の支援が受けられる，②代金決済が代行されることで煩雑な事務から解放される，③代金回収の確実性が高められる，等のメリットがある。さらに，この方式の農協利用によって，引き続き直売で，農産物の品質の違いを活かしたより有利な販売が可能となっている。

(4)　小括

C農協では，直売を行っている組合員に対してもサービスを提供するために，アイテム別共同計算の導入によって価格差を認めると同時に，代金回収リスク対策を講じている。アイテム別共同計算の導入は，C農協の事業方式が従来の形式的平等から実質的平等へと変容しつつあることを示しているものといえよう。

一方，代金回収リスク対策として，C農協では契約書締結や供託金の拠出を受けているが，これを生産者個人や小規模出荷グループのレベルで行うことは，それらを敬遠する流通業者との力関係からみて，一般に困難であろう。このような対策は，農協が生産者を組織化し，販売先との交渉力を有していることから可能になっていると思われる。

C農協は，従来型の共同計算を変更することで，農協販売事業の利用の幅を拡大した好例といえよう。

おわりに

本稿では，生産者あるいは需要者のニーズに応じて，販売事業方式を変容させている先進的な３つの事例について，各農協における聞き取り調査の結果を中心に紹介した。

最後に，３農協の事例を従来型共販の事業方式と比較しつつ整理してみよう（第１表）。

A農協は，卸売市場出荷以外に，青果物の約２割について直販を行い，従来型共販では視野に入りにくかった取引先の開拓や商談を行っている。商談成立には柔軟な価格交渉が不可欠であり，そのための緩衝財源として，A農協は直販預り金制を設置した。

また，単なる集出荷だけでなく，A農協の

第1表　従来型共販と各事例との比較

		従来型の共販	A農協	B農協	C農協
			直販の事例	D社との取引仲介の事例	直販グループ対応の事例
企画・営業			量販店との商談	D社と生産者との交渉仲介	販路開拓等につながるバイヤー情報の提供による支援
集出荷	選果	共同選果	一部農協パッケージ･センターで選果	取引別に対応	培養センター別に選果
	出荷	共同出荷	共同出荷	D社が集荷	移出業者が集荷
	数量変更要請対応		農協が調整		減量要請で過剰時は農協に出荷,増量要請で不足時は農協が移出業者と調整
販売方法		市場出荷	農協による直販	D社と生産者の相対取引	生産者による直売
販売リスク(価格変動・代金回収)を回避する方法		無条件受託で農協のリスク回避	①直販預り金制 ②信用調査機関への情報照会 ③契約書の締結	生産者とD社による口頭契約	①農協と卸売問屋との業務契約書締結 ②卸売問屋からB農協へ供託金を拠出
代金決済		共同計算	２回に分けて共同計算	D社から生産者に直接入金	アイテム別共同計算

資料　各農協における聞き取り調査より作成
(注)　□は農協がかかわっていることを示す。

パッケージ・センターで一部パック詰めを行うなど，組合員生産者各層へのきめ細かい対応を行ったり，取引先からの数量変更要請に対応する等，従来型共販よりも農協の関与は大きいものとなっている。

さらに，卸売市場出荷では必要性を感じなかったリスク対策については，直販預り金制に加えて，契約書の締結や取引先の情報照会を行うことで代金回収リスクを軽減している。

このようにA農協は，いわば仲卸業者のようなさまざまな業務を行うことによって，生産者の手取り額を高めることに貢献している。

B農協は，共販の対象にはならない農産物について中食・外食向け加工業者との取引仲介を行っている。従来型共販において，農産物の集出荷に重きがおかれていたこととは対照的に，この事例では企画段階において農協が仲介することにより，取引が円滑に行われている。

C農協は，生産者の要望を反映させて，従来の共同計算からアイテム別共同計算に変更している。

また直売グループに対して販路を拡大するための情報を提供したり，直売に伴うリスクを軽減するために，C農協が移出業者と業務契約書を結んでいる。この事例においても，集出荷業務というよりは，むしろ情報提供，販売リスクの回避や代金決済代行において，農協利用のメリットを生み出している。

３つの事例は総じて，卸売市場出荷を中心とする共販以外に農協の関与を必要とする機会が生じていること，また実際に農協が従来型の共販以外の方法でかかわること

によって生産者にメリットをもたらすことができること，を示している。

＜参考文献＞

・今野聰・野見山敏雄編『これからの農協産直』（社）家の光協会，2000年
・野見山敏雄「大規模農協における直接販売の現実と挑戦」（財）協同組合経営研究所『協同組合経営研究月報』2000年11月号No.566，55～65頁。
・原耕造・野見山敏雄「農協産直事業の可能性と再構築の課題」本誌98年８月号，73～85頁。
・藤島廣二「農協共販事業のジレンマと未来」両角和夫『農協再編と改革の課題』（社）家の光協会，98年，146～159頁。
・増田佳昭「農協販売の事業革新とマーケティングの新展開」『農業と経済』97年４月号，40～48頁。

（尾高恵美・おだかめぐみ**）**

［訂　　正］

前月号（2002年１月号・通巻671号）論調「2002年度の組合金融の展望」に誤りがありました。
お詫びして，訂正いたします。

頁	所　在	誤	正
39	左段 上から 13行目	この背景には，①2004年３月までは，普通預金口座の場合全額保護されること，	この背景には，①2003年３月までは，普通預金口座の場合全額保護されること，

談話室

猛禽(イヌワシ)と水鳥(トキ)を通して知る故郷

遠くに在りて思う故郷は，水田を取り囲む畑，その周囲に薪炭用雑木林と採草地からなる里山が広がり，奥にブナ等の天然林が連なるものであった。1990年代初頭に帰郷して地元で農業と自然との共生関係の変遷を見た。

谷川岳頂上付近の残雪は，地元から東北に眺めて，５月下旬の時期に入道が豆を蒔く形になる。それが大豆蒔きの時期であり，田植え時期でもあった。谷川連峰から西へ平標山，三国山，稲包山への連なりは，三国山脈と呼ばれ，新潟・群馬の県境，日本海・太平洋の分水嶺をなす。険しい尾根と岸壁に囲まれた急峻な渓谷の地形で日本海側気候と太平洋側気候が相互に作用し合い，複雑な微気象を作り出す。

この変化に富む複雑な気象は，多様性に富む動植物を育ててきた。三国山脈南面を水源地とする赤谷川源流域は，日本海側気候下の多雪地帯でチシマザサ－ブナ等日本海型の植生が分布する。源流の谷は無雪期は広々として，湿原や草原が見られる。しかし，ドウドウセン滝から下流には多数の滝と両岸が垂直の岸壁帯（ゴルジュ）が続き，沢登りの入山者を阻んできた。急峻な岸壁とブナ林帯を経て標高800mより下流域にはカヤ，マンサク等太平洋型植物が混ざり，生物相は極めて豊かで，多様性に富む。

しかし，こうした良好な自然環境の存在を地元住民が知る契機となったのは，地域の飲料水源地に起こったスキー場建設計画の見直しと，地域資源としての豊かな自然の活用を求める運動による。90年には地元有志が，94年からは日本自然保護協会と合同で続けた調査により，人を寄せ付けなかったこの生物多様性の宝庫・赤谷川源流は，北方の草原に適応したイヌワシ及び熱帯雨林を故郷とするクマタカの繁殖地が重なるという稀有な地域であることが分かった(『イヌワシ・クマタカの子育てが続く自然を守る－群馬県新治村・三国山系大型猛禽類生息状況報告－』日本自然保護協会，99年)。イヌワシは天然記念物で，クマタカとともに「絶滅危惧種」かつ，種の保存法の「政令指定種」とされる数少ない大型の猛禽類である。

地元では，当初「人（の生活）かイヌワシ（の保護）か」，「開発か自然か」の二者択一の対立と捉え，地域の生活を脅かす少数派の開発反対運動としてしか受け取られなかった。しかし，2000年にスキー場と赤谷川に計画されていた川古ダム計画が中止になった。これは，①90年代後半，特に都市住民の環境保護に対する関心が急速に高まったこと，②自然保護協会との連携により「政令指

定種」保護が国レベルでの政策課題として取り上げられたことによる。豊かな生態系の食物連鎖の頂点に立つ猛禽の生息地が保護されたのである。

食物連鎖の頂点に立つ二種の動物の繁殖には特に生息地保護が大切である。今日，農業と自然との共生関係復元のシンボルともいえる日本産野生トキは，生息地を失い，絶滅の道を辿った。トキは里山で繁殖し，水田や河川の水生動物を餌にする美しい水鳥である。生息地である，農民が作った二次的自然は，60年代の高度経済成長期に急速に悪化し，81年に佐渡に残った最後の野生トキ５羽は人工繁殖の目的で捕獲された。ケージ内の飼育繁殖は成功せず，日本産トキは現在高齢の雌のキン１羽となった。

私の記憶に鮮明に残る故郷の二次的自然の悪化から佐渡トキの状況を推測しうる。50年代後半にはよく雨降り後に竹のショウギとブリキバケツを持って用水路のドジョウ取りをした。土堰（せき）が少し広がった草の根元等にショウギをあてて利き足の内側でドジョウを追い込んでいくのである。黄色い腹の大きなドジョウを多数捕まえた。しかし，農薬・化学肥料の多投，農業基盤としての水田の効率を高めるためのＵ字溝水路と暗渠排水によってよく見かけた田んぼの生物は激減していった。近年はオタマジャクシも見かけない。

生産性のみを追求した土地改良事業は，1999年制定の新農業基本法を受け，2002年４月に施行される環境配慮を明示した改正土地改良法により新たな段階を迎える。環境・農水両省がまとめた最初の「田んぼの生きもの調査」（『日本経済新聞』2002年１月16日）によると，日本の水田には，約300種中の72種の淡水魚が生息していることが明らかになった。環境庁が1999年に指定した絶滅危惧種のメダカは流れがゆるやかな所，土の水路，水田と水路の段差の無い所で多く見られた。この調査は二つの点で画期的である。①水田は，人為的な絶滅を回避せねばならない生物の重要な生息地であることが直接証明されたこと，②生息地である水田とその水利の維持・管理を所轄する農水省が調査に参加したことである。イヌワシ・クマタカの生息地は，種の保存法により保全された。トキの生息地であった水田の保全・復元は水利組合や土地改良区が本腰を入れない限り難しい。これも改正土地改良法により希望が見える。

当該地で生活し生産活動に従事する地元住民が（二次的）自然の恩恵に直接的に浴している。しかし，地元住民がその価値を知り，保全活動に踏み出すには，都市住民との連携や立法を通しての所轄官庁からの働きかけが，現段階では，不可欠であるように思われる。

（放送大学助教授　河合明宣・かわいあきのぶ**）**

水産物流通の変化と産地の対応

―― 新たな産地市場の構築に向けて ――

〔要　　旨〕

１．国内漁業生産量の減少と輸入水産物の増加は，小売業における主役変遷を契機とする流通経路の多様化あるいは買受人の減少や階層分化等とあいまって，産地卸売市場に大きな影響を及ぼしている。

　消費地卸売市場においても「市場流通の後退」がみられ，仲卸業者の二極分化，委託集荷割合の低下，セリ・入札割合の低下等の現象がみられる。また，販売力に裏付けられた価格形成力をもつ卸売会社や市場の選好等から，生産物の出荷が大規模拠点市場に集中するという事態も進展している。

２．一方，食生活における食の個食化や外部化ニーズは旺盛で，外食から中食へのシフトという形をとりながらもいっそう進展し，徐々に「家庭消費から業務消費へ」という水産物消費形態の変化をもたらしている。

　業務消費は，いわゆる四定条件（定量，定質，定価，定時）のほかに低価をも要求し，輸入水産物のいっそうの増加や加工水産物の輸入等，既存の卸売市場システムを脅かす存在となっており，電子商取引市場等新たな流通経路をも登場させつつある。

３．しかしながら，水産物の特性に基づく産地市場の機能は依然として大きく，市場統合等広域化による買受人増強とともに，市場自らがその機能を果たす形での再構築が課題となっている。消費地市場化ないし消費地市場機能の付加という形で消費者への接近を図るなかで，ITやEDI（電子データ交換）を活用した生産者の強みを生かす新たな産地市場の構築を期待したい。

目　次

はじめに
１．水産物需給の状況
（1）　国内生産の減少と輸入の増加
（2）　輸入水産物の流通実態
２．産地卸売市場の現状
（1）　縮小する市場流通
（2）　買受人の減少とその内容
（3）　スーパー等量販店における販売政策の変化
３．消費地卸売市場の現状
（1）　市場流通の後退
（2）　大規模拠点卸売市場への集中
４．水産物流通の変化
――その背景と内容――
（1）　多様化する末端流通
（2）　業務消費増大の影響
（3）　新たな流通経路の登場
（4）　今後の注目点
５．新たな産地流通の展望
（1）　産地市場の意義
（2）　行政における産地市場の検討方向
（3）　消費地市場への接近

はじめに

産地卸売市場の機能不全が深刻な問題として指摘されている。水産庁でも「産地市場機能強化対策検討会」を設置し，市場統合を基本とする諸対策の検討を進めているところである。その背景には，「産地市場は，多種多様な生鮮魚介類を集荷・格付けし，消費地へ供給するという国民の食生活に不可欠な機能を有している。しかしながら，水揚量の減少，大口需要者への対応不十分，売買参加者の規模の零細性等多くの問題を抱え，その機能を果たさなくなってきた」[(注1)]との認識がある。

こうした産地卸売市場の運営主体の多くは漁協系統が担っており，販売事業の範疇に入れて取り扱っている。産地卸売業務を主体とする販売事業の事業総利益に占める割合は，漁協段階40%，漁連段階51%と事業総利益の大宗を占めており，販売事業の動向が経営に与える影響は大きい。とくに，漁協においては，1993年以降事業利益段階でのマイナス状態が継続し，欠損計上，繰越欠損計上漁協の割合がそれぞれ30%，38%（平成11年度）に上るなど，漁協経営をめぐる環境は厳しさを増している。まさしく，昨今の資源水準の低下あるいは魚価低迷等による漁業生産の厳しい状況は，その経営基盤ともいうべき販売事業を直撃している。

こうした状況下，漁協等産地サイドのとるべき方向性はどこにあるのか。いま一度，現状を整理するなかで考えてみたい。

（注1） 水産庁『産地市場機能強化対策検討会報告』（2001年２月）における「産地市場をめぐる状況」から抜粋・要約。

１．水産物需給の状況

(1)　国内生産の減少と輸入の増加

わが国の漁業生産量は，1989年以降遠洋漁業あるいは沖合漁業の生産量減少を主因に減少傾向で推移しており，とくに近年では，多獲魚を主体とする沖合漁業において生産量の減少が著しい。99年の漁業生産量は660万トン(89年比44%減の水準)にとどまり，食用に限っても700万トン（89年）から450万トン（99年）へと減少している。しかしながら，食用向けを主体とする沿岸漁業（養殖を含む）の生産状況は比較的堅調であり,この間の減少率は16%にとどまっている。

一方，国内消費仕向量（食用）は800万トン台で推移しており，やや減少傾向にあるとはいえおおむね堅調な状況にある。このため，国内生産量の減少を補う形で輸入量が増加しており，食用水産物に占める輸入水産物のシェアは50%弱の水準にまで高まってきている（第１表)。

(2)　輸入水産物の流通実態

品目別にみた輸入水産物の上位（数量ベース)には，マグロ類，エビ類，サケ・マス類，カニ，イカ等なじみの魚種が続くが，このように増加しつつある輸入水産物流通の実態はどうなっているのであろうか。しかし，輸入水産物にかかる統計は税関通過時点での輸入実績値程度であり，通関後の流通に関するものはないといっても過言ではない。このため，輸入水産物の流通に関する調査・研究も筆者の知るところそう多くはない状況であり，流通実態に関する近年の調査報告としては(社)食品需給研究センターの「水産物流通実態調査報告書(平成10年度農林水産省委託事業)」がある程度である。

同調査によれば，輸入水産物の卸売市場経由状況は品目によって差があるが，総量ベースでみた市場経由率は38.6%（生鮮品75.2%，冷凍品28.8%）であり，冷凍品を中心とした市場外流通の実態が明らかになっている。さらに，市場外流通の主たる担い手は，マグロ類についてはマグロ買付業者，サケ・マス類，エビ類については商社や水産会社であり，主に量販店や専門小売店，外食業者に販売しているとしている。

第1表　食用魚介類の需給動向

（単位　千トン，%）

	1989年	95	96	97	98	99	増減率(99／89)
遠洋漁業	1,976	917	817	863	809	834	△57.8
沖合漁業	6,340	3,260	3,256	3,343	2,924	2,800	△55.8
沿岸漁業(養殖を除く)	2,123	1,831	1,901	1,779	1,582	1,605	△24.4
海面養殖業	1,272	1,315	1,276	1,273	1,227	1,253	△ 1.5
内水面漁業	202	167	167	153	143	134	△33.7
漁業生産量	11,913	7,490	7,417	7,411	6,685	6,626	△44.4
国内生産量	6,961	5,255	5,061	5,009	4,622	4,505	△35.3
輸入量	2,494	3,872	3,922	3,881	3,667	4,061	62.8
輸出量	558	263	320	410	321	238	△57.3
在庫増減	△8	△57	△102	105	△171	115	-
国内消費仕向量	8,905	8,921	8,768	8,375	8,139	8,213	△ 7.8
自給率	78	59	58	60	57	55	-
自給率(非食用を含む)	89	75	70	73	66	65	-

資料　水産庁『平成12年度漁業の動向に関する年次報告』により作成

２．産地卸売市場の現状

（1） 縮小する市場流通

国内漁業生産量の減少と輸入水産物の増加は，産地卸売市場に大きな影響を及ぼしている。産地卸売市場の現状をもう少し詳細にみてみよう。

開設者別にその産地卸売市場数をみた場合，漁協および漁連の合計でおおむね８割程度を占めている。一方，取扱面での漁協系統シェアは，数量ベースでおおむね50%弱，金額ベースで30%前後の水準で安定的に推移してきた。しかし，1998年（第10次漁業センサス）においては，地方公共団体開設市場の取り扱い急減を背景に系統シェアは急上昇し，数量で54.8%，金額で49.2%を占めるに至っている（第２表）。こうした漁協系統開設市場とくに漁協開設市場は，１市場平均の取扱高が10億円に満たないなど，小規模であることが大きな特徴である。

98年における産地卸売市場の取扱量は610万３千トン，取扱金額は１兆6,913億円にとどまり，ピーク時のほぼ半減状況（ピーク時のそれぞれ48%，45%の水準）にまで減少している。基本的には国内漁業生産量の減少によるものであるが，既にみたように，それをカバーする形で増加した輸入水産物の多くが産地卸売市場を経由しないことによって，産地卸売市場の取扱量減に直結したものである。

（2） 買受人の減少とその内容

こうした状況を反映して市場数，卸売業者数とも減少しているが，それを上回る形で買受人の減少が進んでいる。取扱規模別（第３表）でみると，直近の漁業センサスは買受人各層にわたる減少を示している。なかでも，規模の大きい買受人ほどその減少度合いが大きく，また93年以降の急激かつ大幅な減少が際立っている。さらに，業態区分別（第４表）では，「卸」「小売（店舗あり）」の順で減少が大きい。93年以降の急激な減少は，取扱規模別の場合と同様である。これは，規模の大きい買受人の業態が「卸」「出荷」「加工」の順に多く，しかも「卸」の占める割合が圧倒的に大きいことからすれば，当然の帰結である。

ところで，ある意味で当然のことなが

第２表　産地卸売市場の取扱量

（単位　千トン，%）

	全体	系統			地方公共団体	会社・個人	系統シェア
		漁協	漁連	計			
1973年	8,360	2,744	225	2,969	3,756	1,635	35.5
78	10,471	4,267	244	4,511	4,558	1,402	43.1
83	＊ 11,091	4,525	271	4,796	5,108	1,189	43.2
88	12,588	5,635	627	6,262	5,042	1,284	49.7
93	9,869	4,132	316	4,448	4,398	1,023	45.1
98	6,103	3,193	153	3,346	1,927	830	54.8

資料　漁業センサス
（注）　1983年の全体は，内訳計（11,093）と不一致。

第3表　取扱規模別買受人数

（単位　人，%）

	総数	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000～5,000	5,000～1億円	1～5	5～10	10億円以上
1973年	48,324	12,130	15,105	7,046	8,557	2,515	2,592	272	107
78	50,524	8,031	12,582	8,332	12,714	3,343	4,375	734	413
83	52,458	7,946	12,164	8,334	14,060	3,807	4,668	910	569
88	51,801	8,639	11,954	7,945	13,144	3,646	4,836	942	695
93	48,793	8,464	10,848	7,285	12,536	3,588	4,481	966	625
98	37,533	7,983	9,144	5,531	9,094	2,506	2,639	394	242
78／73	4.6	△33.8	△16.7	18.3	48.6	32.9	68.8	169.9	286.0
83／78	3.8	△ 1.1	△ 3.3	0.0	10.6	13.9	6.7	24.0	37.8
88／83	△ 1.3	8.7	△ 1.7	△ 4.7	△ 6.5	△ 4.2	3.6	3.5	22.1
93／88	△ 5.8	△ 2.0	△ 9.3	△ 8.3	△ 4.6	△ 1.6	△ 7.3	2.5	△10.1
98／93	△23.1	△ 5.7	△15.7	△24.1	△27.5	△30.2	△41.1	△59.2	△61.3

資料　第2表に同じ

第4表　業態区分別買受人数の推移

（単位　人，%）

	総数	出荷	卸	加工	小売	店舗あり	店舗なし	その他
1973年	48,324	4,240	6,253	8,593	27,968	19,092	8,876	1,270
78	50,524	4,276	6,201	8,419	30,195	22,280	7,915	1,433
83	52,458	4,678	6,123	8,471	31,033	23,810	7,223	2,153
88	51,801	4,646	6,113	8,236	30,114	23,864	6,250	2,692
93	48,793	4,507	5,837	8,046	27,284	21,996	5,288	3,119
98	37,533	3,998	3,223	7,063	20,078	15,545	4,533	3,171
78／73	4.6	0.8	△ 0.8	△ 2.0	8.0	16.7	△10.8	12.8
83／78	3.8	9.4	△ 1.3	0.6	2.8	6.9	△ 8.7	50.2
88／83	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.2	△ 2.8	△ 3.0	0.2	△13.5	25.0
93／88	△ 5.8	△ 3.0	△ 4.5	△ 2.3	△ 9.4	△ 7.8	△15.4	15.9
98／93	△23.1	△11.3	△44.8	△12.2	△26.4	△29.3	△14.3	1.7

資料　第2表に同じ

ら，産地水揚量の多くは消費地市場に仕向けられているが，その実態は県外向けにほぼ限定される状況にある。すなわち，県外向けに関しては消費地市場向けが大きな比重を持っているものの，県内向けに関しては大型小売店や場外問屋等への仕向量が消費地市場向け仕向量と並ぶ規模になっている。この状況を示すものが第１図である。県外向けに関しては，「出荷」業務を営む買受人の存在意義は依然として大きいものがあるが，県内向けに関してはその存在意義は小さく，県内市場に対する出荷体制の脆弱化をうかがわせる状況にある。

第1図　33漁港水揚げの仕向状況（2000年）

（単位　千トン）

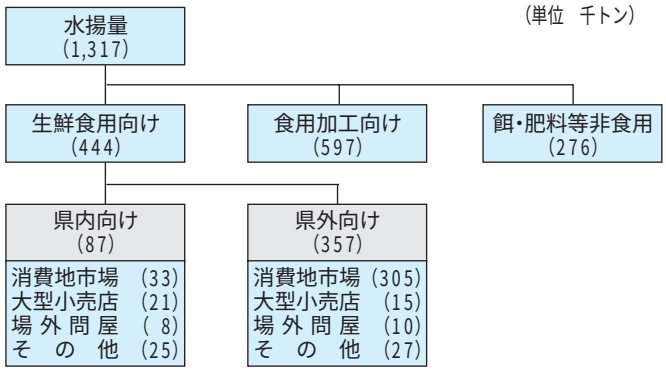

資料　農林水産省「水産物流通統計」

(3)　スーパー等量販店における販売政策の変化

なぜ，93年以降，しかも規模の大きい層において，「卸」業務を営む買受人の減少が顕著に現れたのだろうか。今後の水産物の産地流通において重要なカギを握る問題と思われるので，詳細にみてみたい。

総務省発表の「全国消費実態調査品目結果表」からみると，94年にスーパーでの購入割合がはじめて小売店のそれを上回り，以降その差は拡大している。その意味で，おおむね94年を末端流通における主役変遷の年と位置づけることができる。まさしく，先にみた「卸」業務を営む買受人の減少が顕著に現れた時期とほぼ一致する。しかし，「小売店からスーパー等量販店へ」のシフトは徐々に進展したものであり，これだけの説明では十分とはいえない。

もう一つの背景は，スーパー等量販店の水産物販売政策の変更に求められる。すなわち，スーパー等における水産物の取扱いは，鮮魚小売店からの業態変換の場合を除き，その取扱上の困難性から，多くの場合テナントに依存する形でスタートした。こうした傾向は，肉類等他の生鮮商品に関してもみられた動きである。こうした場合，テナントとして入ったのは従来の鮮魚小売店であり，既存の卸売市場のシステムに変化をもたらすものではなかった。しかし，他店との違いを強調するうえで，生鮮商品の重要性が認識されるとともに，自店販売への切り替えや本部集中仕入れに変更する動きが強まり，これが既存の卸売市場システムに大きく影響を及ぼすこととなった。すなわち，自ら卸売市場の買参権を取得して直接買付を行うという行動をとることで，産地卸売市場における「卸」業務買受人を排除する。あるいは，大手仲卸（買受人）を自らの買付代行者として位置づけ，取引を集中させることで買受人の二極分化を引き起こし，結果として「卸」業務買受人を排除する。こうした形で，「卸」業務を営む買受人の減少が顕著に進んだのである。この結果，大手買受人による寡占化が進み，「セリ売り」を通じての適正な価格形成に支障をきたし，「相対取引」や「市場外流通」の増加もあって産地卸売市場の機能不全状況を現出したものである。こうした事情は消費地市場においても同様であり，むしろその影響は大きいといえる。

３．消費地卸売市場の現状

(1)　市場流通の後退

消費地市場においても顕著な変化がみられる。消費地卸売市場の経由率は，近年やや持ち直しつつあるとはいえ70%程度の水準であり，30%程度が市場外での流通となっている。経由率のみではなく経由量も減少しており，「卸売市場流通の後退」は確実に進展しているといえる状況にある。こうした「市場外流通」は，産地市場におけると同様，スーパー等量販店等における販売拡大や輸入水産物の増加に起因するものである。さらに，百貨店のテナント等として登場した鮮魚専門店等の台頭や駅ビル等

への多店舗展開も加わり，ある意味では産地市場以上に大きな影響が出ている。

影響の一つに仲卸業者の二極分化がある。例えば，築地市場においても仲卸業者の減少が続いており，現在の業者数はピーク時の6割弱の水準にまで落ち込むなかで，「仲卸の上位13.5%が全体の55.5%の魚を扱っている[注2]」状況になっている。さらに，小規模仲卸の経営環境の厳しさは続いており，このままでは小規模業者の脱落を通して大手仲卸による寡占化がいっそう進むものとみられる。

二つめの影響として，委託集荷割合の低下がある。すなわち，中央卸売市場に関しては，1985年の40.6%が99年には35.2%に低下している。内容的には，冷凍品はほとんど横ばい（同14.4→14.2%）ながら，鮮魚で大きく低下（同73.1→56.8%）している。必ずしも卸売業者にのみ起因するものとは考えられないが，「荷受」としての集荷努力の側面も持っているものと考えられる。

三つめの影響として，セリ・入札割合の低下（＝「相対取引」の増加）が指摘される。中央卸売市場におけるセリ・入札割合に関していえば，85年の38.6%が99年には29.4%と大きく低下している（金額ベース）。ここにおいても，冷凍品（同18.9→17.3%）に比較して鮮魚における低下（同69.2→50.8%）が大きい（第５表）。相対取引は，大手の量販店や鮮魚専門店が買参人として，あるいは特定仲卸を通して市場に参加して行うものであるが，99年の卸売市場法改正における「相対・セリ並立制」追認にみられるとおり，増加の一途となっている。背景には，「我々川下は10時開店。またテナントの場合，まずデベロッパーさんから強い要請で開店時100%品揃えという難しい問題がある[注3]」との言葉に代表されるように，セリ開始時刻（4時40分）の問題もあるようである。

第5表　水産物卸売市場における セリ・入札の金額割合

（単位　%）

	1985年度	90	95	97	98	99
中央卸売市場	38.6	35.2	32.2	30.8	29.5	29.4
鮮魚	69.2	61.5	54.6	52.8	51.2	50.8
冷凍	18.9	19.5	18.5	16.9	16.5	17.3
塩干・加工	19.6	14.5	10.0	10.3	8.7	8.3
地方卸売市場(注)	33.8	30.6	26.3	24.3	24.9	…
鮮魚	63.8	57.8	49.4	45.9	46.6	…
冷凍	13.0	12.3	9.0	8.3	10.5	…
塩干・加工	7.5	5.7	3.5	2.0	2.4	…

資料　(社)全国中央市場水産卸協会ホームページ
(注)　産地市場を除く。

(2)　大規模拠点卸売市場への集中

再度，第１図の生鮮食用向けにかかる仕向け先別出荷量をみていただきたい。主要33漁港という限定条件付きではあるが，水揚げされた生鮮食用向け水産物の80%強が県外に仕向けられている。しかも，消費地市場仕向け分についてみると，実に90%強が県外に仕向けられている。ここ５年間でみても，その比率はわずかながらも増加傾向にある。さらに，県外の内訳をみると，京浜・名古屋・京阪神という三大都市圏にある市場への出荷が増加し，その他市場への出荷は減少する傾向にある（第２図）。また，今回は個別市場別のデータを調査して

いないが，例えば京浜であれば東京都中央卸売市場（築地），京阪神であれば大阪市中央卸売市場（本場）といった拠点的な個別市場への集中が進んでいるものとみられる。

ちなみに，こうした事情を背景に，集荷力の向上を主たる目的とする地方卸売市場のネットワーク化もみられるようになってきている。青果関係における「九州市場ネットワーク事業推進協議会」（福岡市，宮崎市，鹿児島市の３中央卸売市場開設者と卸売業者５社で発足。その後熊本市の２社が参加）や水産物についての「東北水産流通システム事業協同組合」（東北５県の卸売業者８社で構成）等の対応である。いずれも，市場間の効率的な物流による流通コストの削減や在庫負担の軽減等の目的もあるだろうが，第一の目的は集荷力の向上にあるといえる。

拠点的な個別市場への集中という現象の背景には，量販店の「本部集中仕入れ」の増加等消費地サイドの事情があるものと思われるが，販売力に裏付けられた価格形成力をもつ卸売会社や消費地市場の選好，あるいは産地買受人の減少や効率配送ニーズ等，産地サイドの事情も影響しているものとみられる。

第２図　市場区分別出荷割合の推移

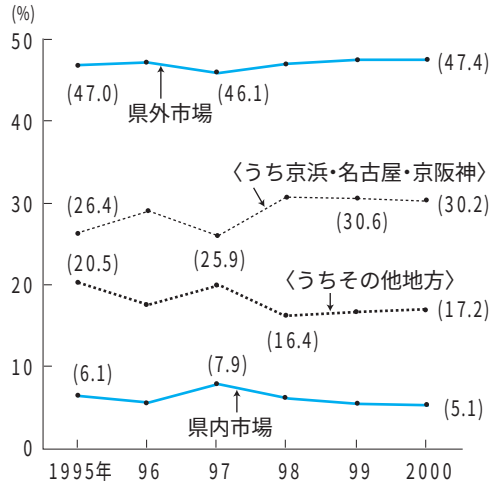

資料　農林水産省「水産物流通統計」（33漁港,19品目）により作成
(注)　（　）内数値は９５年値，最高値，最低値および直近値を付加。数値が3つしかない場合は，直近値が最高もしくは最低値である。

（注2）（財）東京水産振興会発行『水産振興』第403号，2001年７月，p.31。
（注3）　同上p.11～12。

４．水産物流通の変化
――その背景と内容――

（1）　多様化する末端流通

高度成長期における生活の洋風化・近代化のなかで，「豊かさの象徴」として登場した外食はモータリゼーションや女性の社会進出の進展とともに普及する。さらに女性の社会進出は少子化にも帰結し，時を同じくする「核家族化」の進展ともあいまって，「食の個食化」を現出するに至った。そして外食は，バブル期のグルメ化あるいは食の国際化を通して多様化し，いっそう進展する。しかし，バブル崩壊以降の所得減少を背景にグルメ熱は後退し，外食も手控えられるようになった。こうしたなかでも，個食ニーズや食の外部化ニーズは旺盛で，中食へのシフトという形をとりながら，いっそう進展している。

このような食生活の変化は，末端流通チャネルの多様化と「家庭消費から業務消費へ」という水産物消費形態の変化をもたらしている。家庭消費の側面では，スーパー

マーケットや生協等に加え，そうしたところでは対応できない顧客ニーズを対象にきめ細かい対応を行う鮮魚専門店や生産者直売所が台頭し，あるいはインターネット利用の販売拡大等購入先の多様化が進み，それに伴って販売業者自身の仕入ルートも多様化している。鮮魚専門の量販店(株)魚力(本社；東京八王子市)を例にとれば，その仕入先は市場卸売業者，産地仲買人，漁協等出荷団体，商社，生産者と多岐にわたっている。また，わが国初のボランタリーホールセラーを自称する(株)アルビス（本社；富山県[注4])のように，食品スーパーマーケットで販売するすべての商品を一括供給する(食品スーパーマーケットからみれば，仕入業務のアウトソーシング)業態・流通チャネルも登場している。

また，外食企業においても，「藍屋」や「夢庵」といった和食のファミリーレストランあるいは「大戸屋」に代表される和定食チェーン等，新たな業態展開もみられる。こうした動きは，持ち帰り弁当等のチェーン展開やコンビニエンスストアでの調理食品の販売拡大等中食の普及・拡大とともに，水産物の業務消費増加に大きく寄与している。これに伴い，外食・惣菜産業における食材の調達先や方法の多様化も進み，その意味では流通チャネルの多様化もいっそう進展している。

(2) 業務消費増大の影響

外食や中食といった業界での業務消費は，いわゆる四定条件（定量，定質，定価，定時）を要求する量販店の販売特性に加え，限られた食材コストという制約から「低価」をも要求する。このことは，輸入水産物のいっそうの増加をもたらし，あるいはいっそうのコスト削減を進めるために加工水産物の輸入にシフトする等，市場外取引という形での既存の卸売市場システムとは相いれない取引を拡大する。また，消費地や産地の卸売市場における仲卸や買受人への影響を通じて，卸売市場そのものの存在を脅かすようになってきている。

さらに，こうした業務消費の増大や量販店が要求する販売特性は，沿岸漁業を営む組合員を基盤とする漁協に対し，新たな課題をもたらすことになる。それは，少量多品種の漁獲物にかかる新しい販売チャネルの開拓や高付加価値化という課題である。すなわち，鮮魚小売店による水産物販売が主流であった時代には少ロットでの流通が基本であり，少量多品種の漁獲物についても「買受人→小売店→消費者」の流通経路が確保され，それなりの市場性を持っていた。しかしながら，「定量」条件を充足しない少量多品種漁獲物の市場性は，小売業における主役変遷や業務消費の増大によって奪われていくこととなったのである。

(3) 新たな流通経路の登場

新たな流通経路，それはBtoC，あるいはBtoBと表現される電子商取引市場のことである。電子商取引にかかる市場規模は，消費者向け（BtoC），企業間（BtoB）とも急拡大するものとみられているが，水産物に

第6表　「BtoB」導入姿勢区分による取引形態分類

	売り手	買い手	（事　　例）
相対取引型（EDI利用）	受動的	受動的	EOS採用スーパー等
ネット販売型	能動的	受動的	アスクル，アスクルB2Bマート
ネット調達型	受動的	能動的	すかいらーく，西洋フーズシステム
ネット市場型	能動的	能動的	「あぐりぷらっと」,「イズミヤ卸市場」，ワイズシステム,アイフィッシュ,FOL

資料　筆者作成
（注）　EDI（Electronic Data Interchange）：電子データ交換
EOS（Electoronic Ordering System）：電子発注システム

関してはまだ緒についたばかりという状況である。とくに消費者向けについては，商品の標準化や決済・デリバリー等システム上の課題も多く，当面大きな進展は期待できないものと考えられる。一方，企業間取引（BtoB）については，「すかいらーく」や「西洋フーズシステムズ」等外食系企業を中心にインターネットを利用した食材調達に踏み切る企業が相次いでおり，今後の動向が注目される。

企業間取引については，電子商取引導入にかかる売り手と買い手それぞれの姿勢の違いによって４通りの取引形態に整理できる（第６表）が，出現事例が多くみられるのは「ネット調達型」と「ネット市場型」である。

前者の代表的な事例としては，前記の外食系企業に限らず，「アサヒビール」等各種メーカーにおける原材料調達がある。従来の原材料メーカー等との個別交渉に変え，インターネットを利用して複数の企業に納入価格を提示させる，いわばネット入札を導入するものである。その狙いとするものは，調達コストの削減や新たな調達先の開拓である。経済成長期，すなわち「作れば売れる・儲かる」時代は原材料の安定調達に主眼が置かれたが，昨今のデフレ環境下，あるいは低価格輸入品の増加等を背景とする調達リスクの希薄化もあり，低コスト調達に比重が移っているものである。なお，生鮮食材に関しては，最終的には既存の卸売市場での調達によってある程度担保されることもあり，今後の普及を下支えすることとなろう。

後者の事例としては，花卉を対象とする「フラワーワイズ」（ワイズネット），農産物を対象とする「あぐりぷらっと」（e－アグリ），加工食品を対象とする「イズミヤ卸市場」（イズミヤ），そして鮮魚も含む食品を対象とする「フーズインフォマート」（インフォマート）などがすでに稼働している。とくに，国内最大の食専門電子市場とされる「フーズインフォマート」においては取扱品目数も約1万4千に達し，現時点で売り手企業2,000社，買い手企業2,300社の参加を獲得している。さらに，毎月300～400社のペースで会員が増加するなど，市場規模急拡大と報道されている[注5]。水産物専門のネット市場としては「アイフィッシュ」や「Fish On Line」等が開設されているが，営業開始後まだ日が浅いこともあり，今後の展開が注目される。

(4)　今後の注目点

a．消費者ニーズの動向

消費生活の側面では，食に対するニーズや価値観の変化に注目する必要があろう。すなわち，高齢化のいっそうの進展，健康や安全指向あるいは環境意識の高まり等をキーワードとする一定の方向性があるものとみられる。高齢化は，低カロリーを要求し，しかもそうした食材を少量消費することになろうし，場合によっては「旬」や地域色あふれる「なつかしい」食材・料理を求めるかもしれない。また，健康や安全指向は食材に対するこだわり，例えば表示原産地へのこだわり(注6)や有機・減農薬，非遺伝子組換え，HACCP認定等生産物へのこだわりとなり，環境に関しては「環境にやさしい」生産物を選好することになろう。さらに調理簡便化の進展は，刺身や切り身等残滓の出ない商品形態での購入・消費傾向を強め，それに適した素材・魚種や販売店を選択する行動にもつながるものとみられる。

b．末端流通業者の動向

スーパー等量販店の販売戦略の変化，あるいは大手鮮魚専門店や外食・中食産業の仕入れ動向も注目点である。量販店は，食品部門の強化を重点課題とし，近年とくに農産物等に関して「こだわり商品やわけあり商品」の売り場拡大を進めており，こうした事情を背景に産地における直接取引先の開発を進める動きも強まっている。しかし一方では，卸売市場や業者の選択・絞り込みを進めながらも，天候不順等に左右される作物等について一定量の商品を確保するために，あるいは多種多様な商品の品揃えのために，集荷力のある市場機能を見直す動きもある。果たしてどちらの動きが主

第7表　地方別１世帯あたり年間の品目別購入数量割合(2000年)と1990年に対する変化度

（単位　%）

		全国	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
購入数量割合	マグロ	8.8	6.3	7.2	13.8	4.0	14.4	5.0	2.5	6.6	2.8	20.0
	アジ	5.8	1.0	2.6	6.1	5.9	4.8	5.5	7.2	7.3	10.6	1.2
	カツオ	4.0	1.5	7.8	4.1	1.5	5.1	3.4	3.1	6.5	2.5	3.2
	サケ	8.2	13.4	9.4	10.5	6.3	7.0	6.4	5.8	5.2	4.4	8.2
	イワシ	2.3	0.4	0.9	1.2	1.0	1.4	3.7	4.4	3.9	5.4	4.0
	タラ	5.1	1.4	3.3	4.4	9.5	4.8	6.1	6.6	7.0	5.9	2.9
	ブリ	10.4	14.9	12.8	10.2	11.8	11.5	9.8	8.2	8.3	8.0	6.2
	カニ	6.2	5.9	4.3	5.2	5.6	7.3	8.3	6.6	7.7	5.8	6.4
	エビ	3.2	5.3	2.7	2.3	6.8	3.6	4.0	3.1	2.5	2.3	1.0
	その他	46.1	50.0	49.2	42.2	47.5	40.2	47.8	52.6	45.1	52.3	46.8
変化度	マグロ	1.7	1.3	1.8	1.8	2.0	1.0	1.3	1.2	2.1	1.2	△0.2
	アジ	△0.4	0.4	0.2	△0.7	0.5	△0.6	△1.2	0.2	0.2	△0.3	△0.5
	カツオ	1.6	0.9	2.9	1.5	0.9	2.0	1.3	2.0	1.6	1.2	0.7
	サケ	4.2	4.2	3.4	5.5	2.0	4.2	3.7	3.6	3.0	3.0	5.9
	イワシ	0.3	0.1	△0.1	0.4	△0.1	0.3	0.4	1.1	0.6	0.3	1.6
	タラ	△0.4	0.3	0.4	△0.8	△1.0	△0.3	△1.0	△0.2	0.1	0.3	1.3
	ブリ	△2.2	△2.4	△2.4	△2.4	△3.6	△3.0	△1.5	△2.1	△0.6	△1.8	△2.8
	カニ	△1.8	△1.0	△0.4	△2.0	△1.4	△2.1	△2.5	△1.8	△2.9	△1.2	△0.7
	エビ	0.5	2.7	0.8	△0.1	2.0	0.6	0.2	1.1	0.7	0.4	△0.1
	その他	△3.3	△6.7	△6.6	△3.1	△1.2	△2.1	△0.7	△5.1	△4.8	△3.0	△5.1

資料　総務省『家計調査年報』(全世帯，2000年および1990年)により作成
(注)　変化度＝2000年の購入数量割合(構成比)－1990年の同値。

流となるのか，今後の動向を注目していきたい。

さらには，前述したようなインターネットを利用した食材調達も始まりつつある。これらの動きが水産物についてどう波及するのか，また今後どの程度拡大するのかという点についても展望しておく必要があろう。

また，こうした消費者や末端流通業者の動向が魚種別選好にどう影響するのかという点も注目される。従来地域ごとに，地魚等特徴ある魚種を選好することによってそれぞれの魚食文化が築かれていたが，近年魚種選好についても四定条件や本部集中仕入れ等量販店主導での品揃えから特定魚種への集中が進み，地域的な特徴を残しながらも全国均一化の方向にある（第７表）。もちろん，その背景には鮮魚流通の技術的な進歩や消費者の嗜好の変化もあろうが，最大の要因は全国展開する量販店等の販売政策にあるものと考えられる。「こだわり商品やわけあり商品」の取り扱い等，量販店等既存流通業者の商品政策の変化とともに，地域の食文化を担う新たな流通業者の登場を期待したいものである。

（注4） ①商品開発，②流通システム，③店舗運営ノウハウの提供を通じた顧客スーパー経営のサポートを標榜。得意先数89店舗（富山県76店舗，石川県９店舗，岐阜県４店舗）のほか，直営店を13店舗（富山県10店舗，石川県３店舗）展開。対象商品は生鮮（青果・精肉・海産），日配，惣菜，グロサリー。

（注5） 「味の世界も電子商取引－BtoB専門市場が急成長－」（2001年９月17日付，日本経済新聞）

（注6） 農林水産省「平成12年度食料品消費モニター第３回定期調査結果」参照。

５．新たな産地流通の展望

（1） 産地市場の意義

最後に，産地流通とくに中小規模の市場に絞って考えてみたい。今後の産地市場のあり方や対応方向を考えるにあたっては，これまでみてきた流通動向に対応したものかどうか，またその方向性に沿ったものかどうかが重要なポイントになるであろう。その意味で，あらためて「産地市場」の意義について考えてみたい。

産地市場が形成され，そこを経由する流通システムを採っている生産物は水産物のみである。野菜等の農産物については，産地でのセリ・入札はなく，生産者が個人あるいは組合を通して消費地市場へ直接出荷している。この違いはどこから来るのか。同じ時期に同じ地域で生産された農産物はそれほどの質の差もなく，また用途も大きくは違わない。一方水産物の場合は，同じ時期に同じ漁港に水揚げされたものでも，漁船，漁場あるいは漁法によって鮮度や脂ののり等品質差が大きく，またサイズによる用途の違い（鮮魚向け，加工向け，餌料向け等）も大きい。さらに，品質の劣化も速いという特徴をもっている。こうしたことから，的確な評価，第一次の価格形成，用途に応じた分別を行う「場」として「産地市場」が形成されているものである。こうした水産物の特性に基づく産地機能は依然として大きいものがある。

(2) 行政における産地市場の検討方向

前述の「産地市場機能強化対策検討会」においては，水産物取扱量の拡大をもたらす産地市場統合を基本に，新規買受人の公募等「開かれた産地市場づくり」を行い，公正かつ安定的な価格形成を実現するとしている。そして，立地条件等により産地市場の統合大型化が必ずしも最適といえない場合において，①生産物の高付加価値化，販売ルートの改善，②共同販売等生産者自らの販売，等産地機能の強化を図ることが必要とし，その具体的な手段として，地場流通を中心とした産地市場，あるいは消費地市場への共同出荷や流通拠点の形成等を列挙している。その基本は，市場統合(物理的な市場統合ないし情報ベースでの市場統合）と買受人の新規参入による市場機能強化にあるといえよう。

既にみたように，今日の市場問題が，スーパーや鮮魚専門店等の量販店や業務消費を担う外食・中食・惣菜企業等，いわば「川下勢力」による価格決定への強い影響力あるいは流通チャネルの規定が産地市場にも及んでいることに起因するとすれば，上記対応は必要条件ではあるものの十分条件をも満たすものとはいえない。もともと，従来の市場はお互い規模の小さい生産者と買受人（小売店等）を結ぶシステムを前提としていたものであり，その前提自身が変容しているとの認識が検討の視点になければならないものと考える。さらに，変容が起きているのは生産者サイドではなく，主に「川下勢力」であることに留意する必要があり，ここから産地市場の再構築を始めなければならないものと考える。

(3) 消費地市場への接近

漁協系統販売事業の内容としては，卸売市場の運営（販売），入札や他市場への出荷という方法をとる共同販売，消費者団体との産直提携等多様な販売形態があり，対象魚種あるいは地域等の特性を踏まえた対応が基本である。たとえば，「関アジ・関サバ」等ブランドが確立した商品やホタテ，コンブ等生産海域が限定された商品などは，共同販売も有効であろう。このように，必ずしも産地市場運営が唯一の販売形態ではないものの，多種多様な漁獲物を対象にすることを前提に考えた場合，中心となるのはやはり卸売市場を通じた販売にならざるを得ないものと考えられる。

この場合，既にみたように県内消費地市場への出荷を担う産地買受人の存在感が大きく低下している現状から，従来これら買受人が果たしてきた機能をもつ形での市場運営が必要となる。すなわち，市場統合等広域化による買受人の増強ないし市場自身が買受人機能をもつことである。

後者について詳述すれば，その一つは消費地市場化ないし消費地市場機能の付加ということである。具体的には末端流通の担い手，スーパーや鮮魚店，あるいは外食・中食・惣菜企業等を買参人として市場に取り込み，「消費者に説明・提案し，納得して買ってもらえる販売力」をサポートする形での市場運営である。換言すれば，「卸」買

受人の機能発揮である。もう一つは,「産地市場機能強化対策検討会」でも指摘している消費地市場への共同出荷であり,「出荷」買受人の機能発揮ということができる。筆者としては，とくに地方消費地の卸売市場に対する出荷販売を指摘したい。既にみたように，現状の市場流通においては大規模拠点市場への集中が進み，地方卸売市場は集荷対策に苦労している状況にある。共同集荷等の対応を採りつつあるものの，多くの市場は「荷の転送」を契機とした大都市市場の卸売業者による系列化の危機にさらされている。従来「出荷」業務を営む買受人が多くを担っていたこうした地方の卸売市場への販売も積極的に展開する必要があろう。

いずれにせよ，今まで以上に消費地市場（消費者）に近づくことになる。産地市場がその機能を果たしている限りにおいては，漁業者はその生産物である水産物の流通や消費を考えることなく，ただ「質のよい魚を多くとること」だけ考えればよかった。この産地市場の存在が水産物の流通や消費に関する生産者への情報を結果的に遮断することとなり，その両面において進行した変化への対応を遅らせてしまったともいえる。その意味でも，消費地市場（消費者）への接近が急務となっている。

７年前から福岡市漁協姪浜支所が運営する「朝市」が発端となって評判を呼ぶ「姪浜産」ブランドなどのように，まさに「地産地消」の実践というべき事例も紹介されている(注7)。多様な魚種，鮮度，安全をセールスポイントとする沿岸漁獲物には，輸入水産物とは違ったニーズも存在する。そして地域文化の一端を担う存在でもある。

ITやEDIを活用し，漁場や養殖過程さらには加工に関しての安全情報，あるいは漁場負荷を考えた適正な資源管理に基づく漁獲物等の情報を消費者につなぐ等，生産者としての強みを生かした新たな産地市場の構築に向けた取組みを期待したいところである。

（注7）「姪浜ブランド“魚”人気上昇中」（2001年10月16日付，西日本新聞）において，「姪浜魚市場（福岡市西区）から出荷される鮮魚が，大都市直近の地の利と他の市場より遅い時刻に行うセリで鮮度をアピールし，地元のスーパーや料理店等の評判をとっている」という内容で紹介されている。

〈参考文献〉

- 『水産物産地流通の現状と課題』（財）東京水産振興会，1999年６月
- 『水産物流通実態調査報告書』（社）食品需給センター，1999年３月
- 「よみがえれ魚市場のにぎわい―21世紀の卸売市場を目指して―」『水産振興』（財）東京水産振興会，第403，404号，2001年７，８月
- 濱田英嗣「水産物流通変化と漁業生産」『農林金融』，2000年３月
- 「食品流通構造の変化と流通政策」『食料政策研究』（財）食料・農業政策研究センターNo．107，2001年７月

（出村雅晴・でむらまさはる**）**

高齢化と組合員組織

１．はじめに

本誌2001年８月号の内田論文にあるとおり，戦後の日本農業を支えてきた昭和一けた世代は2000年以降すべて65歳以上の高齢者層となった。農家の高齢化とともに農協の正組合員の高齢化は進み，農協の組合員組織にも高齢化の影響がみられる。

筆者は，農家の高齢化が最も進んでいる中国地方（2000年における農家世帯員に占める65歳以上の高齢者の比率32.3%）にあるＡ農協において，組合員組織についてヒヤリングする機会を得た。

Ａ農協は組合員数約２万人，貯金残高約１千億円の比較的大規模な農協であり，管内には工業都市から中山間地域までを含む。Ａ農協の組合員組織には，集落を基礎とした農事組合，作目別部会，女性部，年金友の会等がある。以下，作目別部会のうち，たまねぎ生産部会，茶業組合及び女性部について，高齢化の影響を中心に紹介したい。

２．作目別部会

(1)　玉ねぎ生産部会

Ａ農協Ｂ地区の玉ねぎ生産部会の会員は現在27戸である。会員は，生産のほぼ全量を農協を通じて共同出荷している。この一帯は県から玉ねぎの認定産地に指定されており，販売価格が基準価格を下回る場合には，県の青果物生産出荷安定基金協会から基準価格までの価格補填が生産者に支払われ，農業経営の安定がはかられている。

生産部会は，①生産技術の情報交換，②先進県の視察，③共同出荷のための規格遵守の確認，④農協への種等の注文の取りまとめ等を行っており，農協では指導部が部会の窓口となっている。

会員の中心は65～70歳。夫婦どちらかの体調悪化を機にリタイアすることが多く，一時は40戸程度だった会員は27戸に減少した。リタイアで作付面積は減少している。認定産地の条件に作付面積(農協共販面積５ha以上)があるため，このままでは認定産地でなくなることも懸念される。

このため，生産部会では，会員に作付面積の拡大を呼びかけているが，高齢のため規模拡大には取り組みにくい。また定年帰農者等に玉ねぎ生産を勧めても，収入や技術面がネックとなり難しい状況である。

(2)　茶業組合

Ｃ茶業組合は，13年度現在会員数50戸，荒茶生産量172トンという，県内有数の茶生産団地の生産部会である。

Ｃ茶業組合は，機械化や茶園造成等を計画し，また茶の加工場の処理能力に応じて摘栽時期を計画・規制する。加工場，大型機械，貯蔵施設等の共同利用施設は農協の資産であり，組合員農家は茶業組合を通じ利用料を農協に支払う。営農指導員が技術指導を行い，生産物は農協に委託販売する。組合員農家は圃場管理と摘栽を行う。

組合員数は1990年まで78戸であったが，50戸まで減少した。組合員の年齢は60歳代

C茶業組合の農家数，作付面積，販売金額の推移

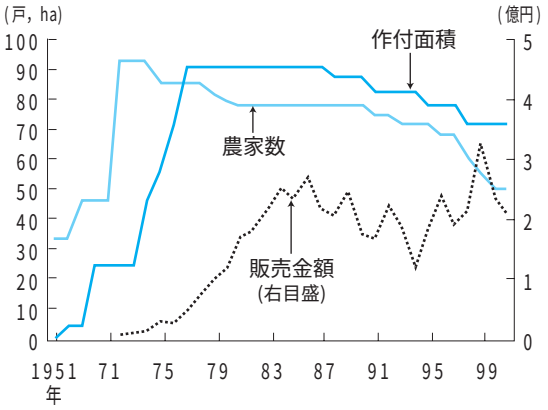

資料　C茶業組合「50年周年のしおり」

が中心である。

茶生産地としての現在のブランドを保つには作付面積の維持が必要であるため，茶業組合では，小作権の移動による農地の流動化と，補助事業を活用した機械化を進めており，2000年には乗用摘採機８台を導入し省力化をはかった。図のとおり，農家数の減少ほど作付面積は減少しておらず，販売金額は年ごとの変動は大きいもののほぼ維持されているといってよいだろう。

３．女性部

女性部では，料理・手芸・野菜づくり等の講習会，女性部運動会，JAまつりへの参加等の活動を行っている。女性部のなかに野菜づくりや助け合い組織等のグループもある。活動には農協の生活文化指導事業費から予算がつき，農協のふれあい課や支所の担当者が活動を支援するが，活動内容は部員の自主性に任されている。

女性部の抱える問題としては，まず世代交代が進まないことがあげられている。女性部は60～70代が中心で，フレッシュミズも50代が中心である。また，農協支所ごとに女性部の支部があるが，15支所のうち３支所では役員のなり手がおらず支部がなくなった。女性部への参加を勧めても，パートタイム等で働く女性が多く，リタイアしても孫の世話があり，参加する時間がないと断られることが多い。

このため，女性部では，①高齢者はエルダー会に移ってもらい世代交代を促す，②支部がなくなったところには「少人数から立ち上げよう」と声をかける，③講習会の案内は，農事組合（正組合員世帯で構成）を通じ回覧をするが，回覧には「お誘い合わせのうえ」と書き，また有線放送により組合員以外にも案内を行う，等配慮をしている。

エルダー会への勧誘は声を掛けにくく，また，新たな支部づくりも役員のなり手がなく難航している。一方，農家以外の女性でも積極的に女性部の活動に参加する人がでてきており，正組合員家庭に限定しない勧誘の効果はでてきているようである。

４．むすび

以上のように農家の高齢化の影響は組合員組織にも色濃く現れている。生産部会は会員数が減少し産地の維持が懸念されており，女性部でも世代交代等が進まず，組織の活性化が必要な状況がうかがえる。

こうしたなか，各組合員組織で様々な取組みが行われており，生産部会での農地流動化や機械化，女性部会での正組合員以外を活動の対象とする動き等が効果をあげている。

現在これらの組合員組織の中心メンバーは60～70代であり，今後数年間で高齢化の影響はますます顕在化することが予想される。協同組合活動の基盤である組合員組織の活性化は，農協にとって喫緊の課題であろう。

（斉藤由理子・さいとうゆりこ**）**

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(55)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(55)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(55)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(56)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(56)
6．農業協同組合　主要勘定……(56)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(58)
8．漁業協同組合　主要勘定……(58)
9．金融機関別預貯金残高……(59)
10．金融機関別貸出金残高……(60)

〈特別掲載（2001年９月末数値）〉

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(61)
12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(62)
13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(63)
14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(64)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7323
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1996. 11	**29,011,838**	**9,330,915**	**4,870,013**	**4,881,981**	**12,549,887**	**15,466,296**	**10,314,602**	**43,212,766**
1997. 11	**29,999,034**	**8,345,132**	**6,911,796**	**4,296,237**	**11,151,754**	**16,563,862**	**13,244,109**	**45,255,962**
1998. 11	**26,371,260**	**7,437,001**	**14,603,827**	**4,126,906**	**11,099,131**	**14,614,121**	**18,571,930**	**48,412,088**
1999. 11	**31,430,834**	**7,182,019**	**12,812,415**	**4,240,974**	**14,846,924**	**20,756,709**	**11,580,661**	**51,425,268**
2000. 11	**32,303,947**	**6,614,189**	**12,014,896**	**1,411,189**	**19,709,813**	**22,961,796**	**6,850,234**	**50,933,032**
2001. 6	37,038,759	6,435,657	12,756,759	3,026,924	20,760,276	25,644,329	6,799,646	56,231,175
7	37,468,768	6,399,549	11,439,949	2,345,753	21,127,713	25,274,199	6,560,601	55,308,266
8	37,255,649	6,354,041	11,152,426	2,445,543	21,201,056	24,912,103	6,203,414	54,762,116
9	37,260,470	6,252,839	10,672,336	2,184,560	21,878,804	24,943,234	5,179,047	54,185,645
10	37,559,326	6,231,584	9,628,627	2,033,698	21,768,364	24,878,323	4,739,152	53,419,537
11	38,347,607	6,197,303	9,395,062	1,531,781	22,619,923	24,941,557	4,846,711	53,939,972

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2001 年 11 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,834,370	19,307	1,199,581	19	238,554	-	33,291,831
水産団体	1,229,529	12	60,675	20	14,515	-	1,304,751
森林団体	3,099	6	1,573	12	714	-	5,403
その他出資団体	20,566	-	2,600	-	343	-	23,509
出資団体計	33,087,563	19,325	1,264,429	51	254,126	-	34,625,494
非出資団体計	1,316,581	179,740	328,320	133,190	1,753,366	10,916	3,722,113
合計	**34,404,144**	**199,065**	**1,592,749**	**133,240**	**2,007,493**	**10,916**	**38,347,607**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2001 年 11 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	74,960	981,859	12,190	6	1,069,015
	開拓団体	2,078	739	-	-	2,817
	水産団体	72,050	40,833	42,023	1	154,907
	森林団体	16,859	17,485	2,961	290	37,595
	その他出資団体	-	92	160	-	252
	出資団体小計	165,947	1,041,007	57,334	297	1,264,586
	その他系統団体等小計	250,185	41,032	209,802	1,005	502,023
	計	416,132	1,082,039	267,136	1,302	1,766,609
関連産業		2,521,908	271,279	2,807,748	73,585	5,674,521
その他		8,221,384	9,114,951	164,093	1	17,500,428
合計		**11,159,424**	**10,468,269**	**3,238,977**	**74,888**	**24,941,558**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2001. 6	3,414,833	33,623,926	37,038,759	16,650	6,435,657
7	3,558,956	33,909,812	37,468,768	28,910	6,399,549
8	3,590,102	33,665,547	37,255,649	26,770	6,354,041
9	3,363,858	33,896,612	37,260,470	186,370	6,252,839
10	3,664,170	33,895,156	37,559,326	64,050	6,231,584
11	3,941,690	34,405,917	38,347,607	36,750	6,197,303
2000. 11	2,289,207	30,014,740	32,303,947	87,340	6,614,189

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2001. 6	185,965	2,840,957	20,760,276	7,335,164	469,645	-	11,760,972
7	85,465	2,260,288	21,127,713	7,625,824	431,281	-	11,344,953
8	111,923	2,333,619	21,201,056	7,572,590	272,337	-	10,978,245
9	196,509	1,988,050	21,878,804	8,014,497	253,074	-	10,712,046
10	122,927	1,910,770	21,768,364	7,631,650	223,598	-	10,730,133
11	127,988	1,403,792	22,619,923	7,574,408	196,031	-	10,468,268
2000. 11	104,766	1,306,422	19,709,813	6,587,471	420,118	-	11,475,388

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
３．預金のうち定期性は定期預金。　４．1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
５．借用金は借入金・再割引手形。　６．1985年５月からコールマネーは借用金から，コールローンは貸出金から分離，商品有価証券を新設。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2001. 6	50,723,546	48,683,735	248,490	19,614	984,413
7	50,526,739	48,727,155	265,270	19,608	1,008,614
8	50,553,706	48,765,208	262,750	19,607	1,012,333
9	50,270,622	48,689,950	244,570	19,595	1,012,388
10	50,514,773	48,838,445	238,630	19,588	1,012,427
11	50,404,797	48,687,578	226,990	19,589	1,012,441
2000. 11	48,236,768	46,097,859	91,790	15,949	975,657

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。
３．1994年４月以降,コール・ローンは，金融機関貸付金から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2001. 5	16,474,671	56,024,082	72,498,753	871,368	680,953
6	16,972,513	56,630,361	73,602,874	839,306	651,130
7	16,487,392	56,917,724	73,405,116	873,435	681,616
8	16,651,647	56,876,774	73,528,421	871,526	676,213
9	16,662,223	56,585,523	73,247,746	888,529	694,291
10	17,151,589	56,340,295	73,491,884	853,669	659,591
2000. 10	16,069,422	55,304,603	71,374,025	906,893	698,350

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。　４．有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。　５．1999年10月より統合県JAを含む。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
857,603	3,547,888	1,124,999	7,209,619	56,231,175
433,547	2,777,685	1,124,999	7,074,808	55,308,266
516,161	2,639,044	1,124,999	6,845,452	54,762,116
895,980	2,136,379	1,124,999	6,328,608	54,185,645
733,523	2,109,623	1,124,999	5,596,432	53,419,537
298,966	1,863,734	1,124,999	6,070,613	53,939,972
610,355	4,034,467	1,124,999	6,157,735	50,933,032

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
10,571,296	3,211,810	100,251	25,644,329	692,355	-	5,637,648	56,231,175
10,550,577	3,290,121	88,546	25,274,199	431,355	25	5,697,940	55,308,266
10,548,705	3,301,859	83,293	24,912,103	434,216	-	5,496,861	54,762,116
10,970,522	3,165,626	95,038	24,943,234	423,691	-	4,502,282	54,185,645
10,903,572	3,164,718	79,898	24,878,323	316,595	220	4,198,739	53,419,537
11,159,424	3,238,976	74,887	24,941,557	563,284	-	4,087,396	53,939,972
7,902,828	3,482,915	100,664	22,961,796	2,046,110	268	4,383,739	50,933,032

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
45,684	34,657,036	34,427,457	35,000	374,403	11,742,648	5,337,184	486,191
57,087	34,039,115	33,818,932	-	373,089	12,163,033	5,385,622	486,550
41,226	33,917,323	33,710,827	-	378,172	12,364,128	5.379,767	487,882
47,315	33,461,100	33,265,351	-	394,658	12,494,847	5,477,929	488,688
52,852	33,698,889	33,549,029	-	408,410	12,548,325	5,404,177	490,952
48,149	33,404,025	33,267,701	-	411,981	12,720,773	5,400,189	493,356
53,905	31,711,122	31,311,143	65,000	484,315	11,484,143	5,793,683	571,029

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
341,184	48,045,194	47,666,061	3,808,842	1,024,857	21,913,263	446,688	1,177
334,948	49,198,523	48,841,915	3,804,105	1,011,657	21,877,749	447,969	1,174
348,203	48,958,468	48,621,014	3,946,772	1,135,239	21,925,694	445,276	1,169
333,009	49,076,179	48,750,787	3,977,581	1,164,737	21,961,616	444,076	1,166
328,353	48,731,732	48,403,041	4,017,149	1,223,246	21,963,450	441,602	1,152
331,748	49,031,090	48,735,001	3,973,912	1,190,560	21,881,197	436,379	1,147
328,838	46,394,505	45,979,350	4,339,106	1,321,138	22,055,582	474,215	1,370

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2001．8	2,371,430	1,949,938	44,791	52,743	9,207	1,405,598	1,374,302	228,093	821,992
9	2,367,442	1,948,240	44,939	52,808	9,015	1,406,895	1,374,888	226,163	819,438
10	2,416,823	1,969,402	45,496	52,844	11,119	1,452,143	1,415,513	225,046	821,996
11	2,383,187	1,941,976	45,335	53,073	9,899	1,432,433	1,395,896	219,185	815,122
2000．11	2,364,866	1,933,133	55,905	50,794	8,769	1,402,531	1,370,757	225,565	841,734

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2001．6	1,383,868	924,962	431,272	313,259	161,390	7,834	1,244,860	1,182,779	21,436	511,501	24,274	747
7	1,377,982	922,312	429,826	313,133	161,866	8,049	1,237,038	1,175,846	21,469	511,759	23,413	741
8	1,361,245	913,133	430,585	314,216	160,788	7,345	1,220,165	1,153,681	21,632	512,157	23,891	734
9	1,352,196	906,755	430,638	315,001	160,114	7,469	1,215,673	1,159,059	21,284	510,640	23,854	725
2000．9	1,387,383	943,549	461,929	340,037	162,479	7,337	1,242,661	1,171,981	22,085	543,121	21,888	840

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1999. 3**	**689,963**	**469,363**	**2,082,600**	**1,715,548**	**631,398**	**1,005,730**	**202,043**	**2,525,867**
	2000. 3	**702,556**	**480,740**	**2,090,975**	**1,742,961**	**598,696**	**1,020,359**	**191,966**	**2,599,702**
	2001. 3	**720,945**	**491,580**	**2,102,820**	**1,785,742**	**567,976**	**1,037,919**	**180,588**	**2,499,336**
	2000. 11	712,843	482,368	2,110,349	1,770,310	572,691	1,030,329	190,055	2,547,853
	12	726,811	492,487	2,119,927	1,785,490	582,779	1,050,377	188,262	2,545,614
	2001. 1	719,292	488,228	2,111,830	1,757,921	574,377	1,035,811	184,302	2,529,581
	2	721,689	490,734	2,103,858	1,767,003	566,332	1,039,060	183,297	2,521,763
	3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336
	4	725,441	493,870	2,172,360	1,806,392	572,148	1,051,292	181,365	2,494,935
	5	724,988	495,264	2,187,331	1,790,698	565,411	1,044,223	179,266	2,472,485
	6	736,029	507,235	2,120,188	1,808,560	572,280	1,057,643	180,123	2,474,668
	7	734,051	505,267	2,110,574	1,782,634	567,953	1,051,693	178,312	2,437,606
	8	735,284	505,537	2,109,800	1,777,104	565,479	1,051,469	176,959	2,433,084
	9	732,477	502,706	2,127,844	1,787,442	570,717	1,053,562	175,536	2,419,976
	10	734,919	505,148	2,122,678	1,756,302	562,442	1,047,977	P 172,548	2,416,928
	11	P 734,206	504,048	(P2,113,328)	(P1,767,322)	P 563,372	P 1,045,150	P 169,823	2,394,828
前年同月比増減率	**1999. 3**	**0.8**	**0.2**	**△2.7**	**1.5**	**4.1**	**2.2**	**△5.4**	**5.0**
	2000. 3	**1.8**	**2.4**	**0.4**	**1.6**	**△5.2**	**1.5**	**△5.0**	**2.9**
	2001. 3	**2.6**	**2.3**	**0.6**	**2.5**	**△5.1**	**1.7**	**△5.9**	**△3.9**
	2000. 11	2.1	1.5	△4.6	2.2	△4.6	1.1	△2.5	△0.9
	12	2.3	2.2	△3.5	2.6	△4.3	1.5	△4.4	△2.0
	2001. 1	2.5	1.9	△4.9	3.0	△3.9	1.5	△5.2	△2.6
	2	2.6	2.4	△2.5	2.9	△5.2	1.6	△5.5	△3.1
	3	2.6	2.3	0.6	2.5	△5.1	1.7	△5.9	△3.9
	4	2.7	3.6	△2.2	1.0	△1.6	1.8	△6.2	△3.8
	5	2.8	3.8	△3.3	0.6	△1.9	1.7	△6.5	△4.3
	6	2.8	3.9	△5.0	0.3	△1.3	2.1	△6.7	△4.6
	7	2.9	4.1	△3.6	△0.0	△1.3	1.9	△7.2	△5.9
	8	3.0	4.3	2.0	0.3	△1.2	1.9	△7.9	△6.1
	9	3.0	4.8	1.0	0.5	△1.2	1.7	△8.8	△6.2
	10	3.0	4.8	2.9	0.4	△1.1	1.7	P △9.5	△6.1
	11	3.0	4.5	(P 0.1)	(P △0.2)	P △1.6	P 1.4	P △10.6	△6.0
発表機関		農林中金業務開発部		全国銀行協会金融調査部			信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．農協，信農連以外は日銀『金融経済統計月報』による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3．都銀及び地銀の残高速報値（P）は，オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率（P）は，オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775
	2000. 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781
	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	2000. 11	215,573	53,155	2,096,335	1,339,234	476,856	675,228	137,993	9,343
	12	214,838	53,060	2,129,345	1,367,061	486,044	680,123	138,117	8,077
	2001. 1	213,441	52,749	2,111,088	1,345,091	479,324	665,834	136,371	7,983
	2	214,066	51,131	2,110,155	1,351,138	463,260	663,160	135,689	7,995
	3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192
	4	214,216	48,265	2,067,748	1,344,983	460,531	655,904	132,374	P 7,948
	5	214,012	48,462	2,045,833	1,331,632	449,619	647,962	129,436	P 8,124
	6	213,649	48,510	2,058,416	1,339,389	445,334	650,941	129,207	P 7,730
	7	214,142	48,990	2,043,781	1,337,161	444,765	648,030	128,610	P 7,276
	8	214,520	48,919	2,040,299	1,333,971	442,464	647,152	128,229	P 7,283
	9	214,548	49,892	2,072,199	1,349,653	448,318	653,108	128,275	P 7,543
	10	213,783	49,132	2,035,623	1,335,792	443,580	645,988	P 127,062	P 7,527
	11	P 213,832	49,068	P 2,052,514	P 1,336,276	P 443,401	P 646,573	P 123,719	P 7,668
前年同月比増減率	1999. 3	3.0	△2.4	△1.4	0.1	0.4	1.1	△8.3	△2.3
	2000. 3	0.5	△9.2	1.7	△3.0	△4.1	△3.5	△7.6	0.1
	2001. 3	△0.3	△10.9	△0.6	1.2	△7.9	△3.7	△6.2	△16.2
	2000. 11	0.4	△7.0	△0.2	0.4	△6.1	△3.6	△4.9	△9.6
	12	0.1	△7.3	△0.3	0.1	△5.7	△4.3	△5.2	△13.0
	2001. 1	0.0	△7.1	△0.1	0.1	△5.6	△4.8	△5.4	△14.3
	2	△0.0	△10.2	△0.3	0.3	△8.4	△4.9	△5.5	△15.3
	3	△0.3	△10.9	△0.6	1.2	△7.9	△3.7	△6.2	△16.2
	4	△0.5	△10.0	△1.2	△0.3	△4.8	△4.2	△6.6	P △16.8
	5	△0.5	△9.9	△1.5	0.5	△5.8	△4.2	△7.9	P △17.3
	6	△0.6	△9.1	△1.3	0.9	△6.7	△3.6	△7.7	P △17.7
	7	△0.6	△9.8	△2.1	0.3	△7.1	△4.1	△8.1	P △20.9
	8	△0.7	△11.1	△2.3	△0.2	△7.1	△4.2	△7.7	P △20.9
	9	△0.7	△9.2	△2.5	0.2	△6.8	△4.2	△8.0	P △20.0
	10	△0.7	△7.9	△2.5	△0.0	△6.7	△4.3	P △8.0	P △19.5
	11	P △0.8	△7.7	P △2.1	P △0.2	P △7.0	P △4.2	P △10.3	P △17.9
発表機関		農林中金業務開発部		全国銀行協会金融調査部			信金中央金庫総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．表9（注）1，2，3に同じ。郵便局は，「郵政行政統計年報」による。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンを含まない。ただし，信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また，都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。

11．信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2001年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	1,848,887	35,428	982,292	974,499	355,672	594,717
青森	249,677	5,075	149,448	149,107	52,705	44,022
岩手	547,080	15,470	308,438	308,215	142,950	114,423
宮城	471,655	14,012	412,043	411,315	11	65,979
秋田	299,124	15,262	252,035	251,331	40,649	42,419
山形	476,360	10,558	346,023	345,813	91,132	43,800
福島	729,276	17,197	478,355	478,107	178,022	87,470
茨城	881,353	14,425	618,071	601,860	141,999	122,328
栃木	898,665	13,548	856,369	849,283	42	37,063
群馬	917,757	16,264	674,432	674,063	171,867	70,728
埼玉	2,205,395	56,614	1,678,693	1,676,958	447,057	110,970
千葉	1,340,795	21,230	901,306	901,039	181,139	259,126
東京	1,490,384	22,126	996,571	996,466	526,910	37,905
神奈川	2,472,463	26,666	1,912,646	1,910,936	448,171	210,534
山梨	399,975	5,673	259,632	259,253	90,197	53,379
長野	1,988,298	12,940	956,136	955,895	733,081	360,834
新潟	1,327,158	30,125	883,242	882,813	311,292	165,179
富山	943,847	10,846	589,984	568,926	281,109	86,070
石川	721,883	17,478	514,894	514,872	156,917	71,377
福井	517,940	14,953	306,107	305,193	188,051	37,430
岐阜	1,805,611	35,577	1,424,720	1,419,618	282,393	138,024
静岡	2,506,442	61,302	1,504,447	1,490,989	855,457	267,459
愛知	3,523,641	24,397	2,352,979	2,307,871	966,391	180,631
三重	1,273,258	34,681	846,808	845,336	297,081	160,234
滋賀	799,670	14,145	592,779	586,742	160,607	57,757
京都	712,853	10,671	514,802	504,399	156,309	46,618
大阪	2,279,573	34,927	1,613,100	1,595,890	642,962	234,395
兵庫	3,007,108	54,790	1,507,321	1,505,513	1,124,000	459,691
和歌山	1,054,911	19,443	720,031	719,972	275,346	76,589
鳥取	289,531	6,437	171,346	170,104	87,989	30,826
島根	506,827	12,485	376,166	375,330	112,514	35,580
岡山	1,340,521	10,221	865,020	861,941	326,509	160,535
広島	1,520,503	6,100	1,283,856	1,283,225	188,339	47,310
山口	753,591	15,542	419,855	419,394	255,350	101,754
徳島	634,428	13,286	468,890	468,041	153,499	23,125
香川	1,338,722	9,887	615,417	615,217	771,338	30,635
愛媛	1,168,206	21,466	838,168	830,177	286,145	76,050
高知	655,899	7,019	428,123	428,108	148,763	55,809
福岡	1,223,494	15,002	790,102	781,634	305,074	141,119
佐賀	537,163	10,822	354,841	351,652	113,357	75,493
長崎	326,550	5,597	251,112	249,393	42,159	36,722
熊本	445,869	4,228	248,325	247,659	115,801	67,699
大分	364,122	7,473	246,192	245,126	75,672	45,348
宮崎	451,867	7,206	280,193	280,119	79,293	102,422
鹿児島	626,911	9,752	429,302	425,932	92,163	119,921
沖縄	395,379	5,359	240,488	240,025	41,363	90,430
合計	**50,270,622**	**833,705**	**33,461,100**	**33,265,351**	**12,494,847**	**5,477,929**
一連合会当たり平均	1,092,840	18,124	727,415	723,160	271,627	119,085

（注） 奈良は1999年10月，奈良県農協に統合。

12．農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2001年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち系統預け金	有価証券金銭の信託	貸出金	報告組合数
（北海道）	(2,499,195)	(191,962)	(1,574,404)	(1,561,219)	(32,226)	(1,024,992)	(168)
青森	448,134	17,129	236,840	229,450	11,379	152,591	44
岩手	868,557	23,299	458,495	446,943	29,693	329,980	23
宮城	875,583	23,297	453,786	441,265	38,554	381,621	22
秋田	649,087	18,571	282,377	275,627	11,565	283,242	16
山形	829,374	13,921	439,724	433,818	16,011	341,562	22
福島	1,119,858	16,777	689,125	685,953	44,037	398,530	25
（東北計）	(4,790,593)	(112,994)	(2,560,347)	(2,513,056)	(151,239)	(1,887,526)	(152)
茨城	1,179,970	12,263	827,932	817,580	55,517	298,751	39
栃木	1,347,041	4,941	872,773	855,688	159,643	333,625	13
群馬	1,223,110	10,399	867,393	865,009	64,034	302,918	30
（北関東計）	(3,750,121)	(27,603)	(2,568,098)	(2,538,277)	(279,194)	(935,294)	(82)
埼玉	3,095,440	13,701	2,124,072	2,116,533	237,521	849,997	27
千葉	2,193,596	8,904	1,308,040	1,298,269	182,213	745,808	37
東京	2,732,693	2,661	1,458,765	1,451,187	79,421	1,349,945	17
神奈川	4,176,265	1,831	2,420,933	2,420,448	180,040	1,845,628	21
（南関東計）	(12,197,994)	(27,097)	(7,311,810)	(7,286,437)	(679,195)	(4,791,378)	(102)
山梨	585,011	8,183	374,348	371,079	52,824	176,775	17
長野	2,632,616	40,636	1,739,196	1,738,014	50,692	891,640	23
（東山計）	(3,217,627)	(48,819)	(2,113,544)	(2,109,093)	(103,516)	(1,068,415)	(40)
新潟	1,955,109	19,853	1,286,584	1,283,013	119,266	570,347	40
富山	1,193,625	8,027	927,245	922,557	68,382	209,914	23
石川	956,848	7,433	692,619	688,027	41,429	256,729	22
福井	744,138	7,285	480,269	479,058	26,657	242,771	16
（北陸計）	(4,849,720)	(42,598)	(3,386,717)	(3,372,655)	(255,734)	(1,279,761)	(101)
岐阜	2,504,969	10,453	1,757,881	1,755,604	172,689	651,020	16
静岡	3,837,991	23,248	2,442,230	2,438,280	224,978	1,324,154	23
愛知	4,938,138	15,412	3,489,826	3,445,152	458,114	1,278,217	31
三重	1,778,984	7,985	1,236,543	1,235,244	213,687	332,353	17
（東海計）	(13,060,082)	(57,098)	(8,926,480)	(8,874,280)	(1,069,468)	(3,585,744)	(87)
滋賀	1,201,165	6,865	798,156	771,651	143,277	293,841	19
京都	1,048,500	4,632	706,619	704,922	79,234	281,189	10
大阪	3,122,595	10,020	2,224,975	2,222,322	167,423	806,725	29
兵庫	3,719,641	19,227	2,900,511	2,895,684	170,157	728,827	18
奈良	1,060,298	4,256	807,338	807,212	71,463	170,218	1
和歌山	1,276,949	5,158	972,553	972,136	20,017	271,706	20
（近畿計）	(11,429,148)	(50,158)	(8,410,152)	(8,373,927)	(651,571)	(2,552,506)	(97)
鳥取	498,983	19,151	292,733	291,376	52,940	114,706	4
島根	767,061	25,784	452,428	449,783	41,583	279,158	11
（山陰計）	(1,266,044)	(44,935)	(745,161)	(741,159)	(94,523)	(393,864)	(15)
岡山	1,594,147	99,086	1,309,185	1,303,286	100,467	309,325	34
広島	2,126,649	19,659	1,467,679	1,465,615	82,083	614,929	34
山口	1,103,069	8,913	722,026	716,524	154,386	251,064	15
（山陽計）	(4,823,865)	(127,658)	(3,498,890)	(3,485,425)	(336,936)	(1,175,318)	(83)
徳島	720,472	4,361	595,377	594,399	17,049	109,794	18
香川	1,419,373	9,252	1,281,208	1,279,218	1,073	173,483	3
愛媛	1,507,871	10,908	1,105,019	1,098,793	75,006	306,789	14
高知	761,656	3,497	579,173	576,552	44,977	154,709	16
（四国計）	(4,409,372)	(28,018)	(3,560,777)	(3,548,962)	(138,105)	(744,772)	(51)
福岡	1,973,748	14,021	1,179,962	1,170,768	72,560	732,204	28
佐賀	717,609	12,979	502,021	500,167	21,352	173,891	19
長崎	577,893	10,206	313,607	304,430	22,926	234,151	15
熊本	797,352	23,328	430,090	414,182	48,618	296,943	18
大分	583,817	10,986	344,190	333,690	11,658	205,564	23
（北九州計）	(4,650,419)	(71,520)	(2,769,870)	(2,723,237)	(177,114)	(1,642,753)	(103)
宮崎	633,485	32,466	386,956	383,918	22,167	234,854	13
鹿児島	1,004,552	7,938	583,729	558,466	25,340	330,183	30
（南九州計）	(1,638,037)	(40,404)	(970,685)	(942,384)	(45,507)	(565,037)	(43)
（沖縄）	(665,529)	(17,665)	(334,797)	(332,930)	(2,821)	(316,090)	(28)
合計	**73,247,746**	**888,529**	**48,731,732**	**48,403,041**	**4,017,149**	**21,963,450**	**1,152**
一組合当たり平均（単位千円）	63,583,113	771,293	42,301,851	42,016,529	3,487,109	19,065,495	-

13．信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2001年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金
北海道	539,983	7,681	326,578	323,259	154,451
青森	61,560	806	24,100	22,483	28,316
岩手	76,916	1,280	45,328	44,075	28,878
宮城	57,044	1,153	33,459	32,796	19,523
福島	22,963	920	19,242	19,032	5,874
茨城	19,873	357	13,496	13,297	7,397
千葉	88,944	1,884	42,411	39,528	31,752
東京	6,637	143	4,518	4,490	1,414
神奈川	36,874	3,448	19,382	19,202	17,530
新潟	30,665	709	24,621	24,349	5,359
富山	36,507	615	24,672	23,643	9,679
石川	43,900	988	31,936	31,506	11,455
福井	44,977	682	28,804	27,634	12,989
静岡	127,705	3,851	51,177	48,538	66,772
愛知	69,535	1,516	47,207	45,058	15,622
三重	115,302	1,242	78,254	77,802	39,073
京都	41,596	628	14,026	13,843	25,053
兵庫	68,333	1,156	36,063	33,330	26,099
和歌山	46,269	621	32,701	32,246	11,454
鳥取	25,139	705	18,537	17,985	6,142
島根	51,803	854	27,907	26,879	17,207
広島	43,089	507	21,252	20,649	13,614
山口	74,124	10,253	47,616	47,459	29,778
徳島	33,520	399	26,721	26,515	4,338
香川	58,174	773	36,238	36,150	16,339
愛媛	110,114	1,447	58,975	58,139	54,417
高知	42,205	1,880	25,369	22,886	16,290
福岡	44,116	442	30,937	30,741	7,065
佐賀	48,059	1,021	31,472	31,273	14,335
長崎	142,608	1,206	92,109	90,403	47,002
大分	26,721	1,123	15,910	15,894	10,937
宮崎	42,281	801	31,194	31,087	13,393
鹿児島	68,695	1,259	27,963	26,207	42,705
沖縄	21,211	442	16,720	16,510	7,186
合計	**2,367,442**	**52,808**	**1,406,895**	**1,374,888**	**819,438**

14．漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2001年９月末現在

（単位 百万円）

都道府県別	貯金	借入金	払込済出資金	預け金	うち系統預け金	貸出金	報告組合数
北海道	450,571	157,482	76,113	452,471	445,293	171,827	114
青森	29,009	21,178	3,353	32,833	32,008	8,756	19
岩手	21,801	1,726	2,653	17,476	15,588	5,203	5
宮城	58,735	24,253	6,544	47,921	46,865	32,823	48
秋田	4,082	926	776	2,375	1,589	1,864	4
山形	5,572	33	872	3,413	2,705	1,183	1
福島	15,407	3,332	1,734	17,017	15,466	2,907	8
茨城	1,497	677	320	1,434	1,044	656	2
千葉	29,142	10,140	3,841	23,180	22,550	6,197	13
東京	5,604	1,039	1,370	4,413	4,212	1,743	13
神奈川	28,148	7,726	2,246	27,482	22,571	5,451	12
富山	-	-	-	-	-	-	-
石川	15,376	2,983	1,512	14,395	13,301	4,762	8
福井	5,607	34	209	3,249	3,227	975	1
静岡	30,481	2,948	1,052	14,215	11,085	12,646	3
愛知	51,274	88	1,104	31,242	21,391	11,595	15
三重	16,675	9,989	1,989	10,458	9,552	12,856	14
兵庫	21,454	1,625	2,495	17,649	13,740	6,113	6
和歌山	12,994	503	780	11,031	9,508	2,415	7
島根	3,580	583	310	866	830	2,360	1
岡山	2,457	111	373	2,329	1,847	395	9
広島	-	-	-	-	-	-	-
山口	80,286	10,952	4,723	67,848	66,486	12,800	54
徳島	32,823	874	1,671	26,880	25,290	5,271	29
香川	21,288	4,872	1,526	17,719	17,553	8,227	14
愛媛	79,703	43,595	9,354	86,259	84,589	37,951	63
高知	33,003	17,231	1,960	18,660	16,908	33,119	18
福岡	37,168	8,134	4,334	33,452	32,028	12,749	35
佐賀	31,088	7,263	3,371	25,952	25,689	11,001	27
長崎	118,007	44,176	9,721	109,082	107,485	34,530	74
熊本	13,807	9,828	2,751	12,303	9,035	9,979	38
大分	29,383	9,416	3,157	23,817	22,867	11,683	24
宮崎	37,167	12,860	4,832	36,644	36,223	21,315	19
鹿児島	20,976	13,550	1,830	14,814	14,209	17,213	19
沖縄	8,031	511	1,238	6,794	6,325	2,075	8
合計	**1,352,196**	**430,638**	**160,114**	**1,215,673**	**1,159,059**	**510,640**	**725**

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により，報告から除外。